

令和4年6月15日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	隈本	興樹
健	康	馬場	浩義
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	月足	和憲
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	郷田	純一

議事日程第4号

令和4年6月15日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 松 崎 辰 義 議員
- 2 牛 島 孝 之 議員
- 3 三 角 真 弓 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。一般質問3日目でございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。牛島孝之議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんおはようございます。日本共産党の松崎辰義です。さきの通告に基づき、一般質問を行います。

さて、ここ数年、毎年豪雨災害が起こり、市民の皆さんは避難を余儀なくされ、避難所における不安な時間や日々を過ごさなければなりません。さらに、コロナ感染についてはここ最近落ち着いてきたものの、いつ拡散するか分かりません。そんな中での避難所生活とい

うのは不安が付きまとうばかりです。そこで、避難所対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

まずはコロナ対策です。

災害への不安とコロナ感染への不安が付きまといます。避難所におけるコロナ対策はどのように考えておられるでしょうか。

まずは感染しないための対策と発熱した場合の対策はどのようにされるのか。また、自宅待機者の方や御家族の方々、濃厚接触者の方に対する対処をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、地域との連携です。

避難所運営は地域との連携が大きな鍵になると思いますが、地域との連携をどのようにお考えでしょうか。気候危機の中、災害の発生率はますます多くなり、対策の重要性が増してきています。それぞれの地域の方々の協力がますます重要になってくると思いますが、地域との連携はどのようにお考えでしょうか。

また、最近は防災士の資格を取られている方がかなりおられると聞いております。これら防災士の方々の力を発揮していただくために、どのような対策を取られているのか、地域との連携はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

次に、矢部川の堤防強化についてであります。

平成24年の九州北部豪雨によって、柳川では矢部川の堤防が決壊し、大きな被害をもたらしました。八女市においても矢原の堤防が決壊寸前まで行きましたが、柳川が先に切れたために大きな被害を免れました。

現在、白木川合流地点より少し下流域の堤防が、いわゆる国の管轄の河川の堤防が改修、強化をされていますが、それより上流、八女市の堤防は何ら改修の様子はありません。

千曲川や球磨川など一級河川で大きな被害が全国的に起きており、一級河川の見直しがされているかに聞きますが、現状はどうなっているのでしょうか。矢部川の管理責任者は国及び県ですから、八女市でどうする、こうするという議論にはなりませんけれども、矢部川沿岸に住む住民は死活問題です。市としても、国、県に要望し、堤防の改修を考えてもらえるようにならないのでしょうか。

そこで、市としての現在の堤防の状況をどのようにお考えでしょうか。直接の管理責任者ではありませんが、市としては堤防の強化をお考えなのでしょうか。考えておられるなら、どのようにすれば堤防の強化を国、県に認めてもらえるのでしょうか。お考えをお聞かせください。

あとは質問席より順次質問しますので、答弁よろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしく願いをいたします。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、避難所対策について、そして、コロナ対策についての御質問でございます。

避難所における感染防止対策につきましては、国及び県が示す指針を踏まえて作成した八女市避難所開設・運営マニュアルを基に、避難時における分散避難を促しながら、感染リスクに配慮した形での避難所運営を行ってまいります。

次に、地域との連携についてでございます。

災害時において、隣近所や行政区、自主防災組織など、身近な地域コミュニティの協力は必要不可欠でございます。特に、新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するには、感染防止対策を確立した上で、地域避難所等への分散避難が重要であるため、地域避難所の充実を図っております。これまで自主防災組織が実施する防災活動及び避難所運営に係る資機材等の整備に対する支援金の交付などを通じて、避難所開設に備えていただいております。

今後とも地域と連携しながら、コロナ禍に対応した防災体制の充実に努めてまいります。

次に、矢部川の堤防の強化についてでございます。

現在の堤防の状態はどう考えているのかということ、並びに今後、堤防強化を考えているのか、そして、考えているなら、どのように進めるのかにつきまして、一括答弁をお願いしますということでございます。

一級河川矢部川につきましては、八女市立花町北山で白木川が合流する付近から上流の区間を県が、下流の区間を国が管理しています。そのため、八女市内におきましては、多くの区間を県が管理する区間となっております。

堤防につきましては、各管理主体により、点検や維持管理が行われている状況でございます。

市といたしましては、今後も国、県に要望を行っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

最初にコロナ対策を言っておりましたけれども、地域との連携を先にさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、避難所は、自主避難所、指定避難所、臨時避難所、合わせて現在46か所、今八女市にあるかと思いますが、順次避難所を開設するとか、いろいろそのときによって違うと思いますが、今の現状、コロナ禍の中では、さっき答弁にありましたように、密にならないためにも一遍に開ける必要があるかと思いますが、どのようにお考えかお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、令和4年度の市が開設いたします避難所でございますが、新型コロナウイルス感染症に配慮いたしまして、昨年度同様、最大46か所開設することとしております。

開設の順序につきましては、雨量や気象情報等に応じまして、地域ごとに判断して、自主避難所、指定避難所、臨時避難所を段階的に開設するということとしております。

また、必要に応じまして、地域でも各行政区や自主防災組織により避難所を開設いただくようお願いをしておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

その段階的にとというのはどういう意味で段階的にでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難所の開設につきましては、空振りを恐れずに、状況に応じて遅くなることなく開設するというのが大原則だろうと考えておるところでございます。

ただ、同じ避難指示等を出しましても、そこに危険性がなければ避難する必要は全くございません。それから、災害情報等も警報等については八女市全域で発表がなされます。ですので、市といたしましては、空振りを恐れずに出すことは必要なんですけど、必要以上に全くリスクがない場所については出す必要がないと、その判断が難しいんですけど、やっていかなくちゃいけないと思っております。

したがって、先ほど段階的にと申し上げましたのは、避難をどれくらいの方がされるのか、また、どこの地域が避難所を開設する必要があるのかといったところをしっかりと見極めて段階的に開設しますということでお話したところでございます。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。本当に災害の度合いとか場所とか、そういうことでは開設しなくてもいいところが出てくるんだろうと思いますので、そういう意味で段階的ということですので。ただ、言われるように、八女市全体に被害が及ぶ場合は、やはり密にならないようにということで全ての避難所を開設するという考え方はあるようですので、ぜひそういう立場で避難所については早期の開設というものも十分考えてやっていただきたいと思います。

それで、避難所は46か所あるわけですが、全てにおいてレイアウトができているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難所のレイアウトが全ての避難所で準備ができておるかということですが、コロナ禍でパーティション等の設置なども必要となっておりますので、そういったものを記載した配置図を作成しまして、職員に配っております運用マニュアルの記載と併せてポスター

を作成して避難所に掲示するように指示をしておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

レイアウト、それからポスターですね、そういうものも避難所に設置をするということだろうと思いますが、避難される方が少ないところではポスター等も少なくとも分かりやすいんですけども、ばらつきがかなりありますし、実際に多いところでは100人以上の方が避難をされる、そういうところではなかなか見づらい部分についてはレイアウト、ポスター等は少し多めに貼る必要があるのではないかなとは思っているんですが、そういうところはどのようにお考えですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、46か所の避難所では避難者数もばらつきがございます。そういった中で、備蓄品等にもその避難者数に応じた配備を行っておりますが、レイアウト等のポスターについても、多いところには何か所かに掲示するなり、そういうことも考えていきたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

それから、避難所においては、体育館とかいろんなところを活用されますけれども、土足で上がるのか、履物については必ず脱いでもらうというか、その状況によって若干違うところはあるのかなと思いますが、基本的には土足はどうなのかなという思いがありますので、脱いでいただく、それと履物の管理ですね。やっぱりビニール袋なり用意をしておいて自分できちんと持っていってもらい、管理をしてもらうというのが基本になるのかなと思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、靴を土足のまま上がれるか、それとも、脱いで上がっていただくかということでございますが、衛生上を考えましても、私も靴を脱いで上がっていただくべきだと考えておりますし、基本的に八女市の避難所はそういった形を取らせていただいているところがございます。

あと、避難される際に利用されるものにつきましては、基本的に避難者の方で準備をいただいておりますので、靴を入れる袋等についても避難者で準備をして来ていただく、また、下駄箱があるところにはきちんと下駄箱に入れていただくということでお願いしていきたいと思っております。

○21番（松崎辰義君）

避難所において、基本的には、水、食料、いろんなものは持参くださいということが基本

だろうと思えますけれども、例えば、長くなった場合とか、いろんなケースがあるかと思いますが、そういう場合、備品としてどういうものを用意されておるのか、それから、避難所は46か所ありますけれども、備品はどこにどういう形でストックといたしますか、保管をされているのか、その点をお伺いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難所で食べられるもの、また、飲み水等については、議員おっしゃいましたように、基本的には持ってきていただくというのが原則としてございます。

現在、避難所に配備しております備蓄品につきましては、まず、食料等につきましては、缶詰パン、五目御飯、水、液体ミルクを準備しておるところでございます。

それから、衛生用品関係では、おむつ、生理用品、ハンドソープ、トイレットペーパー、消毒剤などを配備しております。また、そのほか寝具等につきましては、毛布、マット、段ボールベッド、エアベッド、段ボールパーティション、簡易テント、スポットクーラー、大型扇風機などを配備しておるところでございます。昨年度は新たに購入した備蓄品としまして、缶詰パン、液体ミルク、簡易テント、スポットクーラー、大型扇風機などでございます。

また、全避難所に配備をしているのかということでございますが、市が開設し運営する全ての避難所に、これまでの避難者数や保管スペースに応じて数量を決定し、配備しておるところでございます。

また、使用しました備蓄品については、適宜補完をしておるところでございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

全ての避難所にそのところどころというか、避難所に応じた、大体今までの避難者数とか、そういうのがありますので、そういうものに基づいて一定の食料も含めて保管をしてあるんだろうと思えますが、保管をするのはいいんですけれども、食料であれば期限がある、それから、毛布等になれば1年中なおしっぱなしということもできないかと思えますが、そういう衛生面、そういうのを含めて管理はどのようにされているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難所の備蓄品等については、全て防災安全課及び各支所まちづくり推進係で数量を管理しておりまして、毎年、出水期までに数量等を確認し、不足分は補完するとともに、議員おっしゃいましたように、五目御飯や液体ミルクなど使用期限があるものについては適宜入替えを行っているところでございます。

また、それらの使用期限を迎える備蓄品につきましては、入替え分については、社会福祉協議会、子育て支援課、福祉課と連携しまして、フードバンクなどに提供しておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

無駄にならないように、そういうふうを活用してあるということですので、それはそれで結構だと思いますが、毛布とか、そういったものについては、例えば、年に何回か虫干しといたしますか、乾燥させたり、いろいろそういったことも衛生上必要なんだろうと思いますけれども、その点は何か決められているんですかね。年に何回か干したり、乾燥させたりとか、そういったものについてはどのようにされているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

毛布の管理ということでございますが、使用された毛布につきましてはクリーニングに出してビニールに入った状態で戻ってきております。保管につきましてはそのまま保管をしております。現状では陰干しとか風を通すといった作業はやっておらない状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

クリーニングに出してということで、そのまま保管をするということで、でも、毎年使うかどうか分かりませんよね。そういう場合、1年間全然使わなかったと、そういったものについてはどのようにされていますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、使用していない分について、毛布を外に干したりとか、そういうことは現在やっておりませんが、備蓄品の残りの数を毎回出水期前までに防災安全課の職員と各支所のまちづくり推進係の職員で確認に回っております。その際に毛布を含めた備蓄品についてもどういう状況かということは確認はしているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

しっかり確認をしているということですので、衛生面も十分考えながら管理をしていただきたいと思います。

地域との連携ですけれども、地域との連携ということで、言葉では簡単ですけれども、具体的にどういう連携をしていくのか。連携をする場合、行政側の考え方、そして、それを基に地域との協力関係ということが出てくるんだろうと思いますけれども、現在では避難所には市の職員の方が2人大体張りつくとか、来られていろいろお世話をされていきますけれども、そこでの地域との連携、それから、いろんな意味での地域との連携というのは、十分話し合いをやらないと、なかなかうまくいかないんだろうと思いますけれども、そういう話

合いというのはどこでどういう形でやられているのか。そして、それについては市の、いわゆる行政の指導というものがどういう形で入っていつているのか、できたら具体的にお願いをしたいと思います。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、様々な激甚災害が全国的に頻発しておりまして、八女市におきましても毎年のように豪雨災害が発生しておるような状況でございます。このような中で、人的被害を最小限に抑えるためには、平常時から行政区、自主防災組織、消防団等と連携して地域の防災力を向上させることが大変重要であろうと考えておるところでございます。

また、避難所の運営につきましても、先ほど議員おっしゃいましたように、現在、市職員が各避難所ごとに従事者2人と交代要員2人で対応しておるところでございます。人員配置につきましては万全を期しておりますけど、災害の状況や避難所の開設の長期化などでは職員への負担も大きくなる可能性があるかと思っております。

ふだん避難所の職員2人でやっておりますので、避難者数等によってはお手伝いいただくほうがスムーズに避難所運営が進む場合があるかと思っております。そういった際には、現在では基本的にその避難所においていただいている方に御協力をいただいて手助けしていただいております。

今後のことになりますが、避難所運営でいきますと、特に長期化した場合の対応というところが問題になってくるかと思っております。長期的な避難所運営に係る行政区なり、自主防災組織に協力依頼ということも必要になってくるかと思うんですけど、その状況によって異なってくるのではないかと考えているところでございます。

例えば、昨年の8月の長雨時のように、警戒的に避難所を数日間開設するといった際には、市が開設する避難所の運営については職員が携わって、行政区や自主防災組織など地域の方には公民館などを地域の避難所として開設運営をしていただくと。また一方では、平成24年度の九州北部豪雨災害です。あの災害後の避難所の運営が長期化したというときには、当時も大変御尽力いただきましたけど、地域の方に御協力をお願いするといったように、すみ分けが必要ではないかと現時点では考えるところでございます。

ですので、今後、行政区、それから、自主防災組織の方々とまた協議をさせていただきながら、将来的には避難所開設、運営等の協力等も協議をさせていただければと考えているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

市の基本的な考え方は分かりましたけれども、1つは、さっき言われた九州北部豪雨の際の長期的な避難になった場合、そういうことがいつ起こり得るかも分からないというのが今

の現状だろうと思っております。ですから、台風とか、一過性というか、そのとき、例えば、一晩とか、せいぜい二晩で過ぎれば、さっき言われたように、市の職員さんだけで、そして、避難してこられた方で対応できる部分は十分にあるんだろうと思います。それが一つの基本スタイルとしてはそれでいいんですが、ただ、長期に、いつ、どういう状況でなるのか分からない、その備えもしておかなくてはいけない。その場合に地域との話し合いということですが、そこを今後どう話し合いを、今言って、いきなりそういうものができるとは思いませんし、例えば、私もいろんなところに行くわけではありませんので、三河の避難所、三河小学校、南中、そういう避難所を回るときに、ほぼ市の職員で対応しておられる。そこで間に合っているという感じはします。でも、いつそういう長期にわたる、例えば、矢部川の堤防が決壊した、今の状況ではそういうこともないとは言えない。とにかく雨が続けば、どういう状況になるかは分からないというのが今の現状ですから、そういうものに対しての備え、考え方を地域とどうやっていくのか、そういうところが今からの一つの課題だろうと思っております。それを具体的に今どうだこうだということはできませんけれども、でもそれをきちんと考えて、市の考えを示しながら協力関係をつくっていく、そのことが今から必要だろうし、もう一つはいわゆる訓練ですね。実際に、これは前も言いましたけれども、幾ら考えておっても、その場に行くとなかなかそれがスムーズにできないというのが現状ではないかなと思いますので、繰り返し訓練をする中で覚えていってもらいたいということも必要だろうし、市の職員の皆さんもそういう中できちんと指導が率先してできるようになっていただかなくてはならないと思いますけれども、その点はどのようにお考えなのか。今後、そういうものを、なかなか難しいですけれども、何年間で構築をしていきたいと、そのためには、地域の防災計画とか、そういうのも必要になってくるのではないかと思いますし、そういうものを今からというか、本来は始めているところもあるんだろうと思いますけれども、どのように考えて、今後、それを何年でできるというのはなかなかできませんけれども、モデル地区ではありませんけれども、そういうものが少しでもできて、そういう人たちが今度は違うところにこうしていますよとか、指導に行けるような体制というのも必要ではないかなと思うものですから、そういうところはどのように考えておられるのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年の災害状況を見ますと、長期避難も念頭に対策を講じる必要があるかと私も思っているところでございます。

地域と連携を深める手段については、よい機会としまして、議員おっしゃいますように、地区防災計画の策定があるかと考えております。この計画を地域で策定される際は、今年度も職員が協議の場に出向きましてしっかりと支援をさせていただきますが、その際、地域と

さらに連携が深められるように、避難所運営等々も含めてお話をさせていただけたらと考えておるところでございます。

また、訓練のお話をいただきましたが、災害に備えて平常時の訓練は大変重要であると考えているところでございます。市といたしましては、地域で訓練をされる際に職員が出向き、防災についての説明を行っておりますし、また、訓練の費用についても補助金を交付しているところでございます。

地域の訓練といいますと、なかなか敷居が高いといいますか、実施されないところもあるというのが実情でございますが、まずは道路愛護とか河川愛護とか、行政区などの年間行事と抱き合わせて、手軽に取り組めるところから進めていただければと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

ぜひそういう意味で、多分どこも図上訓練はやられていると思います。我々も何回かやりましたけれども、それからもう一步踏み出して実際にやるというのが今非常に大事になってきているのではないかと思いますので、そういう部分をぜひ促していただければ、せっかくそういう予算も取っておりますので、大いに使っていただくことが大事なと思いますので、そういう部分の推進もやっていただきたいと思います。

それから、防災士の関係ですけれども、八女市は非常に防災士の方がおられると聞いておりますので、防災士の方というのは今現在何名ぐらい八女市におられるのかをお願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

現在、八女市で防災士の資格取得者は186名でございます。市が防災士養成講座を開催し、その講座によって取得されてある方が、そのうち124名でございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

結構おられるなと思いますが、186名のうちに124名が、市が主催する講習だろうと思いますが、そこで取得をされた。講習を聞くだけで資格は取れるのか、試験があるのか、それから、その講習を受けるための料金といいますか、お金はどのようになっているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

防災士の資格取得のためには2日間みっちり講習を受けていただきまして、その2日目の夕方に試験を受けていただいて合格された方が資格を得ることになっております。費用につきましては、その講座の受講料、それから、資料代、受験料と、合格された際の登録

料と合わせまして、1人61,900円が必要となっております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

61,900円が必要ということと、2日間の講習、それから、最終的には試験までであるということですね。せっかくこういうものを取られているので、そういう方たちの活躍の場と申しますか、なかなか資格を取ったものの、じゃ、どうするのかというところがあると思うんですね。誰がそういう資格を持っているのか、そういうものもきちんと地域とつないでいく必要があるかと思いますが、地域との連携と申しますか、防災士の方々との連携というのはどのようにされているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、先ほどの市の防災士養成講座を募集する際に、資格を取られたら、地域の防災活動と市が実施する防災に関する施策について積極的に協力していただくようお願いをしておりますのでございます。

それから、地域と防災士が連携しやすいように、毎年、自主防災組織にお渡ししております地域の避難所開設・運営マニュアルの中に、昨年度からでございますが、「災害対応のことで、お困りごとがありましたらご連絡ください。」という文章とともに、地元防災士の方の氏名、連絡先を記載して連携を図っているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

そういう地域の避難所開設の際のマニュアルの中に防災士の方の氏名、連絡先とかが入っていて、そういうところで連絡を取ってほしいということだろうと思っておりますので、ぜひ積極的にやっていただきたい。

それから、防災士の連絡会というのが結成されたと聞いております。この防災士の連絡会の目的と具体的な活動と申しますか、どうされているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今年の3月に、防災士間で連携できる体制の構築、それから、防災力の向上及び自主防災活動の促進に寄与する、また、防災リーダーの育成等を目的としまして、八女市防災士連絡会を設立したところでございます。

今後は、この連絡会を通じまして、研修や訓練等を開催しまして、防災士の育成、それから、活動の場の拡充に努めるということと、地域との関わりについても研究を行い、それぞれの防災士が地元で活躍できる機会を増大できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ本当に地域で活躍できる場を、せっかく186名もおられるので、非常に心強いものだと思いますし、でも、それぞれに仕事を持っていらっしゃるから、全ての方がいつでもできるわけではないと思うんですよね。そういう中で一人でも多くの方々にそういう地域での防災に参加できるような体制というのをつくっていただきたい。

それから、防災士の方は、女性はおられるのかどうか、お伺いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

八女市の防災士の中で女性がおられるかということでございますが、比率的にはどうしても男性のほうが多いございますが、女性も数十名いらっしゃいます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

今、女性の視点というのが非常に大事にされておりますので、気づかない部分、ぜひそういう部分で女性の視点でそういったものも見ていただけるように、女性の防災士の促進というのを促していただければと思います。

それから、コロナ対策ですけれども、これは非常に難しいと言いながらも、やることは大体決まっているのではないかなと思っているんですが、発熱者における対応をどのように考えておられるのか。

それからもう一つは自宅待機者、それから家族の方、濃厚接触者、これらの方々も災害次第では本当に自分の周りに危険が迫っておったら避難していただくと、避難所に来ていただくということが非常に大事だろうと思っておりますので、そこら辺の対策というのはどう取られているのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

自宅待機の陽性者及び濃厚接触者の避難された際の取扱いということでございますが、まず、自宅療養者につきましては、自宅療養者が避難を希望される場合は、自らその旨を保健所にまず連絡をされて、県が準備しております療養施設へ自家用車等で送迎により避難ということになっております。また、濃厚接触者につきましては、これは現在、濃厚接触者も発熱者も同じ取扱いでございまして、避難所受付にて濃厚接触者と発熱者については専用スペースへ誘導しまして、地域防災計画の感染症対策班、これは保健師が中心になっておりますが、そちらのほうに引き継ぎ、健康状態等を確認することとなっております。

なお、医療機関への搬送が必要なケースにつきましては、保健所と公立八女総合病院、それから、八女消防本部と連携して対応することを確認しておるところでございます。この対

応については保健所と協議の上で決定をしておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

発熱者については病院、それから消防署との連携で、できる限り病院に移送をするということだろうと思いますけれども、なかなか発熱者の方でそういうふうに、自分は大したことないとか、いろんな方がおられるので、病院に行かない人、それでもやっぱり熱があれば隔離しなくちゃいけない、そういう対応というのは何か考えてあるのか。

例えば、学校であれば、別の部屋に入ってもらおうとか、周りに仕切りをして別にするとか、何かそういう対応とかも考えてあるのか。全て病院へ移送と考えて、それから施設等に移送するという立場でされるのか、お願いします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

医療機関に行かずに避難所で避難をされるという方につきましては、専用の部屋とまたスペースを準備しておるところでございます。ですので、そこで過ごしていただきまして、利用しました施設については、避難所を運営する従事職員が換気と、それから、使用後については消毒液でしっかり拭き取り作業を行うようにしておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

なかなか難しいなと思っておりますね。例えば、避難所は学校の体育館が非常に多いわけですが、学校で空き教室を使うと、そういう可能性があるのか。以前、お伺いしたとき、別の教室への移動ということも考えておられました。ところが、よくよく考えれば、もし可能性があるわけですね、発熱者ですから、コロナかもしれない。そうした場合は、子どもへの影響という場合には、いわゆる学校の管理者との話合い、そういうものが必要になってくるとは思いますけれども、そういう部分はどうされていますか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

学校を避難所として利用させていただくことに関しまして、特にコロナ禍で児童生徒さんへの影響も大変心配しなくちゃいけないところがございますので、基本的には体育館をどの学校も避難所として利用させていただいておりますので、その体育館内で、例えば、ミーティングルームをそういう専用の部屋に使わせてもらうとか、数名おられる場合は、その体育館内でパーティションとかで仕切って、そこで避難していただくということを考えております。

○21番（松崎辰義君）

いろんなケースが出てくるとは思いますので、特に学校の場合は子どもたちへの影響、今回オミクロン株で10歳未満の子どもたちへの感染というのが非常に多かったもんですから、今

オミクロン株は減っていますが、どういう変異株が出てくるかもしれませんので、ぜひそういう部分の対応というのをどうするというをきっちり学校とも、それから、そこで従事する方たちにも対応をしっかりしてやっていただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

次に、矢部川の堤防の問題ですけれども、以前、矢部川の堤防はどうなるんだということで質問したときに、一級河川がずたずたになっておるけれども、そういうところで、たしか千曲川、球磨川が切れた後だったかと思いますが、どうしていけますかということで、こういう答弁をいただいております。

国も危機感を持っており、矢部川についても流域プロジェクト会議ができ、国、県、それに関係自治体が一緒に話し合えるようになったので、今後は強い河川づくりに努めていきたいと言われております。

この流域プロジェクト会議というのは現在どうなっているのか、それから、どれぐらいの割合、頻度で開かれているものなのか、それについてお願いします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

流域プロジェクトにつきましては、国が主導を行い、昨年度立ち上げております。現在、八女市といたしましては、矢部川流域のプロジェクトに参加をしているところでございます。

また、それとは別に筑後川流域も同じような治水プロジェクトを立ち上げているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

矢部川の流域プロジェクトについては、どのような自治体と、それから、多分県でしょうけれども、どういう人たちが参加をして話合いがあっているのか。それから、去年立ち上げられたということは、まだ去年1回しか会議は行われていないのかどうか、お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

参加団体につきましては、流域に属する市町村全て参加をしております。また、昨年度立ち上げまして、昨年2回会議を行っておりますけれども、コロナの影響でリモートの会議であったりとか、そういう形になりますけれども、一応意見交換につきましては、首長であったりとか、ある程度の役職の方が参加をされている状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

なかなかコロナの関係で会議ができないとか、リモートもなかなか難しいですね。そいけん、そういう中でもリモートでも会議がきちんと開かれればいいかなとは思っているところですが、一番は地域の方々、私は全部は分かりませんが、矢部川沿いの三河で言え

ば、宮野、上・中・下の柳瀬、矢原、こういう方々たちというのは非常に心配をされております。

といたしますのも、平成24年の九州北部豪雨で、何遍も言いましたけれども、矢原の堤防、あと四、五十センチという状況に、あつという間にそこまで来るんですね。私、4回ぐらい見に行きましたけれども、最初は3分の2ぐらい残っていた、半分ぐらいになっていた、昼から行ったら、四、五十センチしかないというのが、本当にそのときは切れるんだろうなと思いました。そして、何時頃だったか覚えておりませんが、昼過ぎ、1時半かそれぐらいだったと思いますが、矢部川の水がザーっと減っていくのを目の当たりにして、これは下流で切れたのかと思ったんですけれども、やっぱり柳川で堤防が決壊した。ですから、柳川がもしあと30分でももっていれば、多分矢原が切れたんだろうと思います。ですから、本当に流域の方は心配をしてある。

そして、今、登壇しても言いましたように、下流域については堤防の改修、いわゆる堤防のかさ上げと拡幅がなされております。これは見づらいですけれども、これが河川整備のメニューです。これは国管理のところだけですね。県管理、いわゆる八女市に関するところは全くこういう計画がございません。

ですから、非常にそういう部分で心配をされている。これは何とかならないのかという思いがあるんですね。簡単じゃないことはよく分かります。そして、これを見ると、この計画が大体20年、つまり、これからいくと、あと15年間こういう整備計画が続けられるだろうと思いますし、八女市においてはそれ以降でないとなかなかそういう計画にのせてもらえないのかなと思っております。

ですから、そういうものの中で、いかに八女市の堤防も危ないんだと、実際には切れかかっているわけですから、そういうものについてどのようにしていくのか。現在としては、国、県に対して整備の要望というか、そういうものは要望されているのかどうか、お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

確かに平成24年に柳川のほうで堤防が決壊しまして、当然、八女市でも同じような事態になれば、甚大な被害が出るのは想定をしているところでございますけれども、やはり管理主体で管理区分が分かれておりまして、八女市内におきましてはほとんどが県管理の河川ということになっております。

その中で、県のほうも何もしていないわけではなくて、定期的に堤防の定期点検を行っております。直近では、令和元年から令和2年にかけて堤防の調査を行っていただいております。その中で、当然不具合のある箇所等の情報共有は行っておりますが、調査結果で今すぐ

堤防が決壊するおそれがあるという重要な危険箇所というのはまだ県のほうからは伺ってはいない状況ではございますけれども、こういう気象状況ですので、いつ想定外の雨が降るか分からないので、当然、強化をしていただくことについてはしていただくことにこしたことはないんですけど、そういった不具合の箇所については現在要望をすぐに行いまして整備をしていただいている状況です。強化の要望というのは、今現在は行っていないという状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

現在そういう要望は行っていないということですが、今すぐどうだということではないのかもしれませんが。弱いところがある、そういうところが、例えば、以前、のりを歩きよって、足がずぼっと、のりをというか、斜めの部分ですけども、ずぼっと入るところがあるんですね、私も経験しましたけど。そういうところ、それから、いつか課長と話したときも、何かあれば、言ってもらえば改修はやりますと。部分的じゃなくて、全面的に改修しないと危ないんじゃないかというのが地域の人々の思いなんですよね。それは専門家ではありませんから、なかなかそうならないのかもしれませんが、地域ではそう思っております。

河川の整備計画、これはいわゆる県の管轄のところなんですけれども、これ一文を持ってきましたけれども、本河川整備計画に記載がない、ほぼ記載がないんですけども、記載がない災害復旧や局部改良については適切に実施してまいりますということで、要望があったり、何かがあればちゃんとやりますよというのが県の見解だろうと思っておりますけれども、一部何かがあったらがさっとやられるというか、決壊してしまうのが堤防ではないかなと私は思っていますし、地域の方々もそう思っています。

ですから、やっぱりそういう部分では、地域のそういう思いというのに応えて、国、県に対して、すぐできるとは思いませんけれども、要望をしていかないと、いつまでたってもそういう改修というのができないんじゃないかなと思っているんですが、その点、市長はどのようにお考えか、お願いします。

○市長（三田村統之君）

矢部川の管理については、我々も非常に重要な課題と捉えておりまして、年に1回なんですけど、筑後川の河川事務所、これは矢部川も管理している部分なんですけど、年1回、全部、河川事務所の幹部に集まっていただいて、状況報告と要望もさせていただいております。

ただ、非常に災害の復旧関係で急がなければなりませんので、なかなか護岸の整備までいけていないというのが実は状況でございます。

ただ、河川のカーブをしたところはどうしても瓦礫、土砂が堆積しやすい、そのことによって水面が高くなるという、こういうところについては地域からも要望が上がっております。

すので、こういうものに対しては県にも強く要望をしてやらせていただいているところでございます。

何せ、財政的な予算の面もありますので、国の管理部分と県の管理部分の予算が非常に差がございまして、なかなか国管理の部分みたいにはいかないということと、議員先ほどおっしゃった柳川の災害復旧とか、そういうことにはかなりの資金投入を今までやってきましたので、平成24年の災害のときに決壊をしたり、あるいは護岸の整備をしなきゃいかんところは部分的にはずっとやってきておりますが、十分御指摘のとおり、これからもできるだけ国にも要望しながらやっていかなきゃならないと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○21番（松崎辰義君）

何でこんなと思われるかもしれませんが、国、県、そして、河川というのは川下からきちんと整備をしていくということでは、今のところ、矢部川の下流域の整備が先というのも分かりますし、実際に決壊をしたという、柳川が当然先にやられるのが当たり前だろうとは思っておりますけれども、ただ、なかなか言ったからすぐかかれるという問題ではないだろうと。柳川の場合は本当に決壊をしたというところがありますし、被害が相当出ておりますので、そういうところでは早急にしなければならない。でも、八女市の場合も被害が出てからということではなくて、出る可能性が十分に私はあるだろうというのが矢原の堤防のそういう実態だろうと思っておりますので、そういう意味で、早めから言っていけないと、なかなか国、県は動かないんじゃないかなと思っております。なかなか国、県に声は届かないんですね。実際に平成24年の九州北部豪雨の後に、東京のほうに陳情に福岡の市議団と一緒に参りましたけれども、そのときに矢部川の矢原のことを含めて、そのときはほぼ柳川の話でしたので、そういう八女市もこういう事情があるんだ、こういう問題があるんだと言いましたけれども、聞いていないというところでなかなか話が通らないというのが実態だなというのを改めて思ったんですが。

ですから、常に前に早めに要望をしていかないと、なかなかそこにたどり着かないのがこういう問題ではないかなという思いがありますので、ぜひ早い機会を捉えて、国、県に対してそういう要望を強く上げていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴人の方には、お忙しい中に傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。3点ほど通告しておりますので、聞いてまいりたいと思います。

1つ、八女市の教育問題について、2番目、八女市における5歳から11歳ワクチン接種率は、接種後の副反応の報告は、3番目、八女市の基幹産業である農業・林業の今後について八女市の考えはということで聞いてまいります。

詳細については、質問席より質問いたします。執行部におきましては、分かりやすい言葉で簡潔に答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に八女市における5歳から11歳までのワクチン接種率は、接種後の副反応の報告は及び八女市の基幹産業である農業・林業の今後について八女市の考えはについて答弁をいたします。

八女市における5歳から11歳までのワクチン接種率は、接種後の副反応の報告はというお尋ねでございます。

まず、接種に対しての同調圧力等はなかったかというお尋ねでございます。

5歳から11歳までの小児の新型コロナワクチン接種につきましては、国の指示に基づきながら適切かつ丁寧に進めております。

また、地域等におけるワクチン接種に対しての同調圧力等については、具体的に市に報告があった事案はございません。

次に、八女市の基幹産業である農業・林業の今後について八女市の考えはという御質問でございます。

まず、専業農家・兼業農家の推移でございます。

現在、全ての農家を対象とした統計としましては、農林水産省が実施しております農林業センサスがあります。

この統計では、専業農家、兼業農家としての分類に分けた調査ではなく、販売農家と自給的農家に分類された調査が行われています。販売農家数及び自給的農家数の推移は、配信しております資料のとおり、ともに減少となっております。

次に、品目別農産物の売上額はどうかというお尋ねでございます。

本市の主要品目別販売額は、令和3年度のJAふくおか八女販売実績で、イチゴが約31億円、かんきつが約21億円、茶が約18億円、菊類が約19億円、総販売額は約175億円となって

おります。

次に、農業に対する補助金及び八女市独自の補助金はあるのかという御質問でございます。

農業に関する補助事業につきましては、国・県・市の事業において施設整備や高性能機械導入、集落維持、環境保全など様々なメニューにより農家の支援を行っております。

国事業では、中山間地域等直接支払交付金による集落活動支援、産地生産基盤パワーアップ事業によるハウス施設整備、県事業では、活力ある高収益型園芸産地育成事業による高性能機械導入等を進めています。さらに、市単独事業として、園芸作物等の品質向上に関する事業や就農支援など、きめ細やかなメニューにより農業者支援に取り組んでいるところです。

次に、八女市には自伐型林業家は何人おられるのかというお尋ねでございます。

自伐型林業につきましては、山林所有の有無、あるいは所有規模にかかわらず、森林経営や管理を自らが行う林業と言われており、その形態は多様であります。そのため、自伐型林業家の具体的な人数の把握に至っておりません。

なお、自営かつ専門的な林業を行う一人親方につきましては、75の方がおられます。

次に、八女市の公有林の面積、樹種及び樹齢についてでございます。

八女市の公有林の面積は、576.5ヘクタールであり、その内訳は杉が約6割、ヒノキが約2割、その他の樹種が約2割となっております。

また、樹齢につきましては、1年から115年となっております。

次に、公有林の手入れはどこに依頼しているのか。手入れを自伐型林業家に依頼することはできないのかという御質問でございます。

公有林管理施業につきましては、福岡県八女森林組合に依頼しているところです。

自伐型林業家等の活用につきましては、八女市の林業振興を図るために必要な取組等を検討する中で、調査研究を進めております。

次に、自伐型林業家に対する補助金はあるのか。例えば、チェーンソー、林内作業車、ミニバックホー、軽トラックor2トントランクの購入に対する補助についてでございます。

自伐型林業家等に対する補助金につきましては、主なものとして、自伐型林業家等の機械導入の促進を図るための機械購入に対する補助金や林業に必要な資格、免許取得促進、技術向上のための研修費用に対する補助金、並びに市内の森林における間伐等の造林事業に要する経費に対する補助金があります。

以上、御答弁を申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の教育問題について。

見崎中校区学校再編について。

令和4年3月24日推進協議会より教育長への要望の内容についてのお尋ねです。

3月24日に頂いた要望書は、2小1中を統合して義務教育学校を設立してほしいという内容でございました。また、要望書を受け取った際に、口頭にて、施設一体型の校舎にしてほしいという要望もいただいております。

次に、令和4年4月14日八女市総合教育会議の人数はとのお尋ねです。

総合教育会議の構成員は、市長、教育長、教育委員でございますが、当日は教育委員が1人欠席でしたので、5人での会議となっております。

次に、学校再編後の校舎利用について、再編後の校舎は新築するのか、今後のスケジュールはとのお尋ねです。

使用しなくなった校舎の利用につきましては、今後、全庁的に協議してまいります。再編後の校舎につきましては、今後のあり方検討委員会の中で協議してまいります。

また、今後のスケジュールにつきましては、地域からの要望を踏まえ、可能な限り速やかに取り組んでまいります。

次に、今後他の中学校区においても再編は考えているのかとのお尋ねです。

現在、立花町において地域協議が行われていると伺っております。教育委員会としましては、学校再編整備基本構想に基づいて対応しているところでございます。

次に、学校運営の主体は校長なのか、学校教育課・教育委員会にあるのかとのお尋ねです。

公立学校につきましては、当該地方公共団体の教育委員会が学校の管理運営について最終的な責任を負うのですが、具体的、日常的な学校運営につきましては、学校管理規則に基づき、校長の責任において運営をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

まず、見崎中校区学校再編についてお聞きします。

ここにあります八女市公共施設等総合管理計画、これが平成29年3月、バージョン2として令和4年3月改定と。この31ページの学校教育系施設の中で、「八女地区についても、児童数の減少を見込んだ小学校区の再編や義務教育学校としての統合を検討するとともに、建て替え時には減築による規模の適正化を検討します。」、その次に「統合については保護者を中心とした住民の合意のもと八女市立学校再編整備基本構想（令和元年度）の基本方針に沿って検討します。」となっております。恐らく協議会が開かれて、こういう結論というか意見が出たのだろうと思いますけれども、この協議会というのが、いつ開かれて、何回ほど開かれたのか、分かりましたらお願いいたします。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

推進協議会におきましては、令和2年度に7回、令和3年度に7回行われております。

○10番（牛島孝之君）

その協議会の設置というのは、要するに、見崎中でいえば川崎小学校校区、忠見小学校校区、自主的に協議会は開かれたのか、あるいは学校教育課、あるいは教育委員会等の介入とは言いませんけれども、何らかのそういう指導があったのか、それについてはいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

協議会の設立におきましては、もともと地元のほうから義務教育学校をという要望を承りましたので、そしたら矢部のケースもそうでしたけれども、地域の協議会を立ち上げていただけますかと申し上げております。

ですから、主体は地域で、うちは相談に乗って、そして参考となるような情報等についてお知らせをしたという経緯で立ち上がったということでございます。

○10番（牛島孝之君）

以前質問で聞きましたけれども、協議会の発行してある書面の中に、令和4年度までに合併、統合と。そうすれば令和6年度に校舎が新しい校舎でという記載がございました。これは、その協議会の方たちが、勝手にとは言いませんけれども、そういうふうなことで記載されたのか。そうせんと、合併は確かに協議会のほうで、このままではとても子どもが少ないから統合せざるを得ないだろうと、だから協議会を立ち上げられたと。それは分かりますけれども、何でその協議会の発行された書面の中に、令和4年4月までにしとかんと、令和6年の校舎に間に合わないという文言があったのかですね。それはいかがですか。その文言は御存じですか、御存じありませんか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

それは存じ上げております。

ただし、その文言につきましては、一番最初の協議会の第1回の折に委員会のほうに協議会のほうから依頼がございました。

その依頼の内容と申しますのが、義務教育学校を設立したいという希望を持っているんだけれども、その肝心の義務教育学校の中身というのがよく分からないということなので、委員会から一度説明をしてくれないかという御依頼を受けました。

その中で、例えば、パワーポイントを使って御説明をしたわけですが、その中に令和4年度4月までに要望をいただくとするならば、令和6年度も可能ですというパワーポイントが入っておったのは承知しております。

○10番（牛島孝之君）

要望の中に、要するに、施設には一体型の校舎にしてほしいという要望が含んであったということで、これは新築ですか、それとも小学校を統合すれば当然、見崎中学校校舎を利用するのか、そこら辺は全然まだ検討段階ですか、いかがですか。

○教育部長（平 武文君）

お答えいたします。

施設につきましては、現在、主な制約条件として4点ほど想定いたしております。

まず1点目が、場所は見崎中の位置にすること、それと2点目が先ほどございましたように施設一体型の学校にすること、それと3点目が、やはり安全性に最大限配慮しながら既存施設を最大限活用すること、そして最後4点目が現在の見崎中学校の施設では小学生全員は入らないという状況がございますので、こういったことを勘案いたしますと、さきに義務教育学校としてスタートしました矢部清流学園の増築工事の例が1つ参考になるかと思えます。

しかしながら、場所も変わりますし、施設の状況も全く変わってまいりますので、安全性でありますとか、教育的効果でありますとか、財源の調達、そして何より地元の御意見といったものを総合的に調整しながら、これから整備案を作成していくべきだと考えておりますので、現状では未定ということで答弁させていただきます。

○10番（牛島孝之君）

今、答弁の中で見崎中ではちょっと無理だろうという答弁がありましたけれども、そうなるかと移転して新築でしょう。答弁の内容から見ればですよ。いや、無理だろうというのは、新しいところに新しい土地を買って建てるしかないわけでしょう。それはそれで構わんとは言いませんけど、そういう方向はそれでいいけれども、財源はどうしますかということですよ。

それと、要するに、遠くなったときに八女市長野、宮ヶ原は非常に遠くなる、あるいは北田形等は遠くなります。スクールバスの関係、そういう話も当然出てくるだろうと思えます。

だから、校舎だけの問題じゃないわけですよ。土地を購入して校舎新築、あるいは遠いところはスクールバスが必要だと。確かにあそこは路線バスが通っております。ただ、それが利用できるかどうか、時間的なものもあるだろうし、やっぱりそこら辺をきちっと要望として出た以上、恐らく受け取られた以上、それで教育委員会、あるいは学校教育課は進められると思えます。

ただ、これがいいことかどうか分かりません。進めますということで恐らく、だろうと思えますけれども、やっぱりそこら辺を簡単に土地買って建てます、どれだけかかります、そういう試算は、あり方検討委員会、そこら辺で場所的なものとか、何年ぐらいのスケジュールによってそれは決定事項となりますか。当然、いつまでも、だらだらするわけじゃないでしょう。いかがお考えですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

場所等につきましては、第1回のあり方検討委員会の中で校種と位置につきまして方向性がまとまりました。校種については義務教育学校をお願いしたい、立地については見崎中学校の場所をお願いしたいという方向性をあり方検討委員会の中で出されました。

それを受けまして、我々は今から土地取得等をやって努力をしまいでいるところなんですけれども、見崎中学校が今、教室数等を考えますと、1年生から9年生まで入る教室の数というのが足りません。ですから、見崎中学校の既存の教室を活用しながら、足りない分を増築、新築して、施設一体型という地域の要望がございますので、それをつなげて、施設一体型の校舎として今後進めてまいりたいということがございます。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、一応要望として義務教育学校を設立してほしいと。設立はいつの予定ですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

設立の時期につきましては、これは議員もお詳しくあられると思いますけれども、今から土地の取得に入らせていただく予定になっております。この取得がどれぐらいのペースで進んでいくのかに、時期の決定については、これが一番大きなファクターになるかなと思っております。我々としては、令和6年か令和7年を目標として進めてまいりたいと。地域から要望書を頂いておりますので、可能な限り早く進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○10番（牛島孝之君）

では、令和6年、令和7年に、土地の取得、あるいは増築が終わった時点で義務教育学校になるわけですね。それまでは、あくまでも川崎小学校、忠見小学校、見崎中と、そういう理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（郷田純一君）

この点についても、地域との協議の中で話題になりました。地域からは、先行して先に義務教育学校ということでスタートするのではなく、校舎の建設と義務教育学校のスタートと併せてやっていただきたいという要望を我々は承っておりますので、それに沿って進めてまいりたいということで、そういう計画を立てておるところでございます。

○10番（牛島孝之君）

今後、他の中学校校区、旧町になると思いますけれども、実際、ここに書いてありますけれども、どのくらい進んでいるか御存じですか。協議会、要するにその協議が。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

我々としては、立花町の協議会のリーダー的役割を果たされている方々と情報交換しながら、今、進めておるところですけれども、今から地域の中で、立花中校区、筑南中校区、それぞれの校区の中で情報交換、そして意見の取りまとめ等を今から進めていくと伺っております。

また、それがスタートしている、たしか6月だったと記憶しているんですけれども、6月に会合を開く予定にしているというところまで伺っているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

今、立花中校区、あるいは筑南中校区という2つの中学校の校区が発言で出ましたけれども、立花中学校校区だけじゃないとですか。筑南中学校校区も実際にそういう協議会が進んでいるわけですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

まず、立花中校区のところからまず御相談があつて、ただ、筑南中校区の中でも以前から水面下で——水面下と申しますか、その地域の勉強会みたいな形ではずっと進めておられました。

ただ、立花中校区のお話では、義務教育学校とか、いろんな御意見が中に出てきているというお話を伺いましたので、そうであるならば、隣の校区、同じ立花町の筑南中校区においてもそのような御意見も中にあるやに聞いておりますので、一緒に情報交換しながら進めていただければと。行く行く、場所とかそういうのも関係してくる可能性もあるので、時々一緒にされたらどうですかと。そして、最終的には立花町として要望書を頂ければということでお話をしてまいっております。

○10番（牛島孝之君）

これがたまさか北山にお住まいの方、その方とそういうことを話したわけじゃないとですよ。おっどんは三河小学校でよかと、真っすぐじゃんけんと言わっしゃるわけですよ。まだそげな話は全然ありよらんですよ。真っすぐじゃんけんって言わっしゃるわけですか。だから、旧町村を外して八女市立花町、あるいは旧八女市、そういうことを考えられますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

そういう御意見があるというのは我々は存じております。立花町の協議会のリーダー的な役割を果たされている方々との情報交換の中で、そういう意見も出ているということは承知しております。

我々は再編整備の基本構想の中におきまして、それぞれの旧町は大事にしますというのは当然うたっております。と同時に、地域の方々の意思、そういうのも大事にして一緒に歩を進めてまいりますというスタンスでこれまでずっと進めてまいりました。

ですから、もし地域のほうで、今、議員がおっしゃられたような、またいで統合をしたいという御要望が出れば、当然それは検討してまいりますということでございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、学校運営の主体、これが校長なのか、当然校長に権限がなくちゃいけませんけれども、指導する立場である学校教育課、あるいは教育委員会、どちらがどうこうとは言いませんけれども、本来、その小学校、あるいは中学校、当然会社でいえば社長と。ところが、上に学校教育課、あるいは教育委員会があると。実勢の問題ですたいね。自分はこうしたい、あるいはこういうことをといても、それが、いつも言いますけれども、指導される側の人が指導する側に対して果たして意見が言えるのか。本当は意見が言えなくちゃいけないんですよ。ところが、なかなかそれが違うように見えるんですが、そこら辺はいかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

議員御指摘の部分では、答弁にもありましたように、今現在でも校長先生方は教育委員会から学校運営について日常的に任せているという状況の下でリーダーシップを発揮していただいております。

今現在も、校長先生方から我々に対して、こうしたいんだけどという御要望というのは承っておりますので、随時話し合いながら進めているということでございます。

○10番（牛島孝之君）

各小中学校を外から見ると、非常に言葉は悪いですけども、築年数がたって、ちょっと見かけがどうかとか、あるいは裏に回れば塗装が膨れてとか、そういうのが見えます。学校教育課、あるいは教育委員会に言わっしゃれんですかと。それに対しては、ちょっと言いませんけれども、私は直接、学校教育課にお伺いして、こうですよということを言いますけれども、なかなかそれが言えないような関係なのかなとしか思いませんので、質問をいたしました。

この計画の中にも、確かに築年数によって非常にという言葉は、遠慮しいしい物を言わんと間違うといけませんので、そういうのは学校教育課ではちゃんと職員の方が回ってあると思います。確かに予算を伴うものです。確かに予算については市長部局だろうと思えますけれども、そこら辺は、本当に子どもたちがいい環境で勉強して、すくすくと育ててほしいと思っておりますので、今度は市長にお聞きしたいんですけど、予算については、やはり市長部局ということです。学校もいろいろ見れば、私も地元の上妻小学校ですけども、フェンスが破れたり、そういうとはちゃんとしていただきました。なかなか校長先生が言いにくそ

うでしたので、直接言って、早速対応はしてもらいましたが、要するに、そういう教育的な予算ですね。今から八女市を背負ってもらわん子どもたちです。やっぱりいい環境で勉強させたいと思いますけれども、それについては市長、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

今、議員御質問のとおり、これからの次代を担う子どもたちの教育の環境をどう理解しながら進めていくかというのは極めて重要な課題でございます。御承知のとおり、国も子ども家庭庁を設置するという方向で、かなりこれからの子どもたちの育成に国は力を入れる、私ども地方自治体も、いずれまた国から様々な要望が出てくる可能性はあるのではないかと考えております。

そういう面で、できるだけ子どもたちが学校生活を健やかに、そして、仲よく学習ができる環境をつくることは極めて重要なことでございますので、教育委員会からの様々な要望等を毎年いただいておりますが、できるだけ私どもも教育委員会の意向を尊重しながら予算に取り組んでいきたいと考えております。

○10番（牛島孝之君）

市長の前向きな答弁をいただきましたので、教育長、学校教育課長、教育部長、ぜひ予算要求をよろしく願いいたします。

次に、八女市における5歳から11歳までのワクチン接種率は、接種後の副反応はということでお聞きしまして、接種人数及び接種率ということでいただいております。5歳から11歳、対象者数3,506人、初回接種が388人、11.1%、初回接種2回目が313人、8.9%、5月31日時点で20%だろうと思います。

健康推進課長あるいは健康福祉部長、両方にお聞きしますけれども、6月3日の毎日新聞（現物を示す）、こういった見開きの全面広告を見ましたか、見ませんでしたか。まずそれからお願いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

私は見ておりません。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

6月3日とおっしゃられましたけど、他の新聞社でも同じような意見広告が出ていたかと思っておりますので、そちらのほうを拝見しております。

○10番（牛島孝之君）

毎日新聞の6月3日号ですけれども、ほかの全国紙とか、そういう地方紙に載っていましたか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

5月27日の西日本新聞のほうに載っておりましたので、その記事と同様なものかどうかは、すみませんが、議員のお持ちのものを見てみないと分かりませんが、そちらのほうを私は拝見しております。

○10番（牛島孝之君）

恐らくこれが一番最新だろうと思います。意見広告として見開きの全面ですね。これをされておるのが、株式会社ゆうネット、本社は福岡県福岡市中央区天神4-1-17 2階となっております。代表取締役が堤猛さん。八女市在住の方です。3月議会で聞きました。電話がありました。堤猛ということ、どちらの堤さんでしょうか。そしたら、八女に在住していますと。家も分かりました。

それはいいんですけども、この中に、要するに「お子さんやお孫さんにワクチンを勧める前に」と、未成年接種を考えるとということで、未成年に対する接種に対して重篤率はほとんどないんじゃないかと。打たなくてもいいんじゃないか、打つのも、それは親御さん、保護者が、いや、うちの子が打ちたいと言え、それは言いませんけれども、そういう勧奨的なものは八女市では恐らく行っていないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

5歳から11歳のワクチン接種につきましては、私どもはその個別の接種につきまして、接種機会の提供を行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

この記事の中に、「未だに日本の政府と専門家は若い世代のワクチン接種に躍起だが、英国政府は現時点で、12歳未満の小児に対して接種を推奨しないと公示している。同様にスウェーデン政府も「リスクを上回る明確な利益はない」と5～11歳の子どもへのワクチン接種を公式に「拒否」している」と。記事の中に、「厚労省も製薬会社も想定していなかったことが数か月の間にいくつも起こっている」と。だから、子どもさん——5歳から11歳ですね、要するに推奨はしないと。

ただし、親御さんが、うちの子は打ってほしいということであれば、それは親の責任、当然、保護者責任ですから、それはどうこう言うつもりはございませんけれども、同調圧力等なかったという答弁でしたけれども、現実には、あそこの子は打つとらんとか、やっぱり親御さんの間でそういう話があるようにも聞きます。それはあるように聞くだけであって、実際、それを見ているわけでもないし、やはりそこら辺を大人でもやっぱりきつい、2回目、3回目、4回目と、今度4回目ですかね。やはりきつい。子どもさんなら、なおさら体の中に今

までないような異物を入れるわけですね。だから、反応的なものが小さな子どもがいつまでも後遺症が残るとか、そういうことがあっちゃいけませんので、今後は、今は足せば20%ですけれども、5月31日時点では接種率は20%ということでしょう。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回、資料として提出させていただいておる計の部分ですね。ここが11.1%、これは1回目接種となります。2回目接種が8.9%ということで、これは足すと20%ちょうどになると思いますけれども、1回目接種を受けられた方が2回目接種をされるということで、1回目接種の11.1%、これが5歳から11歳の接種率、そして、その方が2回目に進まれた方が8.9%、こういった形でここには表示をさせていただいているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

新聞記事によると、5月13日付厚労省ホームページより算出、現在、5歳から11歳のワクチン接種率は11%前後と。ちょうど八女市の11.1%とほぼ一緒です。

ところが、その中でワクチン接種後、重篤者445人、後遺症10人、死亡者6人、4月17日報告分。割合からいえば大人に比べて非常に多いと。

だから、今後も接種したい——したいとは失礼ですけど、接種される方は、それは責任でいいですけれども、推奨とかならないようにということでお願いをいたします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

厚生労働省が説明しているところでは、小児におきまして中等症や重症例が確認をされており、特に基礎疾患を有するなど重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされているところでございます。また今後、様々な変異株が流行する、この可能性もあるということで、小児を対象にワクチン接種を進めることとされております。

私たちは、この国の方針に従いまして、今のところ小児、5歳から11歳については1・2回接種となっておりますので、今後の新しい接種というのはないかもしれませんが、引き続き国の動向とこの変異株の状況、こういったものを注視しまして、必要な措置を取らせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

次に、八女市の基幹産業である農業・林業についてお聞きします。

専業農家・兼業農家の推移ということで資料を頂いておりますけれども、これはいつもとは言いません、何度か要求するとこれしか出てきません。2010年、2015年、2020年の農林業

センサス。これで見ても八女市総農家数、旧町村まで含めてですけれども、5,575戸。これが10年たてば3,614戸、1,961戸減少しております。このまま行けば、このまま行くことはありませんでしょうけれども、10年すればゼロよりマイナスになると。こういうことがあっちゃいかんわけですよ。実際、農林業センサス、これは国が調査したんでしょう。いかがですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農林業センサスにつきましては農林水産省の管轄となります。そちらで調査されているということです。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

恐らく今から先も販売農家及び自給的農家とすれば、こういうようなセンサスしか出てこないだろうと思いますけれども、やっぱり八女市独自とは言いませんけれども、JAさんとか、そういうところと情報の共有ということで、JAさんが把握しておる農家、あるいは兼業農家、そこら辺をどこかで八女市の統計を取ってみると、それも必要なのかなと思いますけれども、それについては今後どうですか。やってみませんか。いかがですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、部会なり、JAなり、組織のほうとJA普及センター、そこら辺を含めたところで、まず検討、調整をさせていただきたいと思っております。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

これは6月14日の西日本新聞、市長も初日の議案説明の中で言われました。食料安保、この記事が載っております。Q&Aということで「コロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻を契機に、食料やその原料の価格が高騰、安定調達に対する危機感が高まっている。政府は食料安全保障を強化する方針だ。」ということになっておりますけれども、これだけセンサスで農家戸数が減っていくと。片方では食料の安全保障と国が言いますけれども、なかなかこれを増やす、簡単に減った農家を増やすと、なかなか難しいことだろうと思います。

同僚議員が月曜日に聞きました所得補償、資料は松藤農業振興課長もお持ちだろうと思います。保険料の助成内容、所得補償ですね。朝倉市、筑前町、うきは市、大刀洗町、小郡市、久留米市、上毛町、令和4年度はみやま市もこれに入っております。助成割合、朝倉市、農家負担保険料の3分の1、筑前町、農家負担保険料の3分の1、うきは市、農家負担保険料の4分の1、大刀洗町、農家負担保険料の4分の1、小郡市、同じく4分の1、久留米市は

10分の1、上毛町は2分の1、助成割合では上毛町が一番多いようです。

次に、助成額の上限、これが多少違います。朝倉市、個人30千円、法人115千円が上限、筑前町、個人50千円、法人200千円が上限。うきは市、個人30千円、法人115千円が上限。大刀洗町、ここは補助上限額は上限なし。小郡市、ここも補助額は上限なし。久留米市も補助額は上限なし。上毛町は個人、法人とも100千円が上限ということになっております。みやま市が本年度からやられているようですが、みやま市の情報がありましたら教えてください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

みやま市での今年度の取組につきましては、まだ予算が議会で承認されておられません。

しかし、みやま市のホームページのほうで一部掲載されておりますので、その内容について報告させていただきたいと思っております。

事業名が農業経営継続支援（収入保険加入促進事業）。

事業内容につきましては、先ほどからありましたとおり、農業経営の収入保険加入に対する経費の一部助成ということですので。

補助率につきましては、保険料の2分の1を補助、対象者見込みにつきましては114名、予算額については8,000千円を予定されておるところでございます。

以上となります。

○10番（牛島孝之君）

八女市が、本当はこのみやま市と同じように令和4年度予算に入っておればよかったんですけど、入っておりません。それで、たしか初日の答弁の中では、近隣町村の状況を見た上でという消極的な言葉がございました。

建設経済部長にお聞きいたします。近隣の市町村ということで、隣のうきは市、久留米市、あるいはみやま市は令和4年度ですけれども、八女市も速やかにこれを実行するような予定はございますか、ございませんか、それだけお聞きします。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

八女市におきましても、現在、検討をしているところでございます。

あわせて、八女市として、農業者にとってどういう支援が一番いいのかというのを今後研究してまいりまして、検討を図っていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

研究、検討はどんなにしても構いません。ただ、ロシアがああいうふうにウクライナに行ったら。新聞を見れば、どうかすると肥料は9割上がるとか、これを見たら本当に農業やめようかという方が現実に出てくるわけですよ。研究とか検討も必要ですけど、やっぱりその市町村に先駆けて八女市はこういうことをやっているんだよと、子育ても市長は

ちゃんとやっておられます。やっぱりこういうことは、研究、検討の段階じゃないとですよ。現実にウクライナでああいうことがあって、高騰するということは間違いありません。恐らくエネルギーもなかなか来ないでしょう。そうなったときに研究、検討の時間じゃなくて、即やりますよとか、市長、それについてはいかがですか。一言。

○市長（三田村統之君）

現在の農業は非常に厳しい環境の中にありますし、これからさらに一段と危機が訪れるんじゃないかという状況もございます。

特に、御承知のとおり、我が国は食料の自給率が三十五、六%。もしこの輸入が確保できなければ大変なことになる。そのためには、現在の八女の農業の在り方を早急に検討しなきゃならないという状況にあるのではないかと考えております。

内容については十分検討させていただいて、できるだけ早いうちに結論を出したいと思っておりますので、もしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

減った農家、恐らく子どもさんも中山間地であれば就職してよそに行っておると。帰ってきて後を継げと、なかなか言えないだろうと思っております。

これも6月14日の西日本新聞、農業フロンティアという記事の中で、就農支援成果、地域連携が鍵と。これは福岡県大木町のN Jアグリサポート、西日本鉄道と全国農業協同組合連合会が共同で設立した農業法人N Jアグリサポート、これで新規就農者育成と。

八女市の場合は、J Aふくおか八女のほうでトマト、イチゴなど、今度ナスも始められたそうですけれども、そういうふうに一生涯懸命、片方ではやられております。ところが、それ以上に農家戸数が減っていくと。

先ほど市長が言われましたように、本当に食料の安全、やはり自給率が37%、10人に4人ぐらいしか食べられない——食べられないという失礼ですけれども、行き渡らないと。作ろうと思えば作れる田んぼもあるだろうと思っております。終戦後はどこでも作って、それで今残っているのが棚田と思っておりますけれども。

これは日本農業新聞、この中に「第三者継承「仲立ち」進む」。要するに、行政やJ Aが支援組織を立ち上げ、希望者をデータベース化。これは何度か質問でも聞きましたし、J Aの総代会でも聞いております。J Aの職員さんが農家を回るときに、うちはあと何年ぐらいしかしきらんと、息子もよそに行つとるけん。そういう情報をきちっとJ Aが集めて、行政と一緒に全国に募集をかけるんですかということを経代会でJ Aには言ってまいりました。やはりホームページ、せつかくあるんだからそこを利用して、全国には農業をしてみたい、そういう方がおられるはず。北海道なんかは増えております。北海道は恐らく半分は農業はできないはず。ハウスとか、そういう工場とかは別ですけれども、八女の場合

合は多少雪が降ったとしても冬でもできます。

八女市というのは、戦前、3か所、もし何かあったときには宮城を動かそうと。その3つの中の2つ、今の日本国には2つしかありません。岡山県に1つ、この八女市に1つ。岡山は、聞くとところによると活断層がないそうです。だから地震にも強い。昔の大日本帝国陸軍、ここが調査してある。そういう資料があったのを見つけられたのが、今テレビでお孫さんが出ておられます。松延さん、県の職員の方ですよ。副市長、御存じでしょう、松延先生のことを。知っとかにやいかんですよ。

とにかく、この方がある資料を見よったら、戦前、大日本帝国陸軍、そこの測量部、そこが全国を調べて、もしものときに動かすなら3か所と。1か所は、その当時の京城です。今はよその国です。できません。それだけ八女の地は災害も少なく、農産物も取れる、そういうようなところですよ。

だから、それを本当に日本全国に、八女市職員の皆さんを含め、JA、やっぱりそういう情報を出せば、ああ、八女で農業をしてみたいなど、農業を専業じゃなくても自分の食べるものは自分で作りたくて、必ずいるはずですよ。それを副市長いかがですか、やってみませんか、そういうことを、情報発信を。いかがですか、副市長。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

遷都の部分で八女市が上がっておるとするのは、八女市の市史にもちゃんと載っていて、新聞にもなっているものを載せて、それは当然存じ上げておるところですけども、そういう意味も含めまして、昨日からの御質問等の中にありますように、定住促進の一翼も担う部分であります。八女市のPRをするには、そういうものも含めたところでやっていくことは非常に重要なことかなと思っております。

○10番（牛島孝之君）

同じく、これは日本農業新聞の6月2日付、この中に「全国から働き手4000人」と。昨年の6倍、全農山形。要するに、農業専業じゃないとですよ。時期的に忙しいときに来ませんか。あとは観光しても結構ですよ。テレビでもよくやっております。

こういうことを、先ほど副市長も言われまして、御存じでした遷都の計画はですね。そして、これだけ八女は農産物もあるし、災害も、先ほど松崎議員が聞かれたように、10年前は災害がありましたけれども、ちょこちょこあっていますけれども、熊本地震のときに多少揺れましたけれども、大きな地震もないと。これを職員の皆さんがPRして、皆さんが全国に発信すると。必ず引がかかる——引がかかるという言い方はいけませんけれども、必ずいるはずですよ、そういう方は。探している方はいるんですから、それはせつかくなら八女市に来ていただいてということ。このことについては建設経済部長、いかがですか。そういう当

然、建設経済部長として農業・林業も含めた上で全国に情報発信、やっているところはやっているんですよ。そして、北海道あたりに人が増えています、就農が。それはいかがですか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

基幹産業であります農業、併せて林業におきましても、やはり後継者等々の課題がございます。そういった部分を踏まえたところで、今後、八女市のそういった部分でのPRとか、そういった部分については、しっかりと力を入れながら取組を考えていきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

次に、林業問題でお聞きしますけれども、自伐型林業家は何人おられるのかということでお聞きしましたけれども、以前も聞きました。一人親方につきましては75人という数値が出ております。この中で本当に自伐でやっておられる方の確認はできないわけでしょう。いかがですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

市長答弁のほうにもございましたように、自伐型林業におきましては様々な多様性を持っております。いろんな研修とか情報の中では、自伐型林業をやっておりますということを言っておられる方がおられますので、今後におきましては、先ほど農業のほうでもありましたように、情報収集を密に行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

これは、自伐型林業とはどういうものかということで資料を取りました。幅広い就労機会、専業、兼業、6次産業化、森の多目的活用化と自伐と組み合わせた兼業化がなされ、多様な森林経営が展開される。

次に、現行林業比10倍の就業者創出力。一定面積の山林を離れず毎年収入を得続ける手法のため、面積当たりの就業者はアップする。専業型であれば30から50ヘクタール、兼業型であれば10から20ヘクタール、小規模な面積で自立可能と。これが小規模なのかどうか、ちょっと分かりませんが。

次に、初期費用3,000千円から5,000千円程度の低機械投資。チェーンソー、3トンクラスのミニバックホー、林内作業車云々、軽トラックor2トントラックとか。

実際、この初期費用3,000千円から5,000千円程度、補助的なものは、正確な金額でいえば、幾らぐらいの補助が出るわけですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

今の御質問は、自伐型林業家に対する補助金はあるのかということで認識しておりますけれども、それこそ市長の答弁でありましたように、これまでも木材生産や森林整備における補助支援、そして、林業資機材への支援や資格取得や技術向上への受講費用など、そういった支援を行ってまいりました。

それらを踏まえまして、令和4年度より木材生産・供給体制基盤づくり促進事業の一つといたしまして、林産業用機械等整備の導入補助金を自伐型林業家等にも事業を拡充し、予算化を行っておるところでございます。

これは、今まで森林組合や林業事業体など、福岡県の認定事業体にしか対応できていなかった国県補助事業に漏れる林業従事者を支援するために森林環境譲与税を活用した事業でございます。

主な補助のメニューといたしましては、ミニバックホーやアタッチメント、これはグラップルとかプロセッサなどのアタッチメントでございますが、そういったものの補助につきまして、約4,000千円を上限といたしまして補助をするようにいたしております。また、林業架線系の集材機等の補助といたしまして、500千円を上限として補助メニューをつくっております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

八女市公有林ということで資料を頂いております。全体として576.5ヘクタール、樹齢としては、杉が1年生から115年生、ヒノキが4年生から108年生、その他として5年生から105年生。これを今、森林組合に依頼しておるということですが、もし自伐型林業をやってみたいという方がおられたときに、その方に依頼することはできますか、できませんか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

今、公有林につきましては、施業の契約につきまして当該契約の目的、内容を照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方として選定をいたしまして、それらの林業施業の専門性を有する福岡県八女森林組合との間で契約をしておるのが実情でございます。

自伐型林業の皆さんへ、そういった施業を委託して契約できないかというところにつきましては、今後、検討をしていかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

検討というのは長々検討してもらおうと困りますので、結論なら早く出すと、世の中こういうふうになっておりますのでですね。

最後に、市長にお聞きしますけれども、市長はいつも言われます、農業、林業が八女市の基幹産業であると。先ほど松崎議員が言われましたように、矢部川が10年前に決壊いたしました。山に行きますと本当に手入れがしてありません。上流できちっと山を守って、本当に水を出さないようにしなくちゃいけないだろうと思います。ぜひここで市長の農業、林業に対する意気込みをもう一度よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長、2分以内でお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

意気込みはしっかり持つておるつもりでおります。

農業の問題で、農業を目的とした移住ですね。これは今、各全国でやっており、北海道の話も出ましたけれども、やっぱり特徴をつくらないと駄目だと思うんです。例えば、農業に従事するためのいろんな条件、それを整える、それと環境、こういうものを整備しないと、ただ皆さんおいでくださいだけではできないと思いますので、その点は十分、これからJAを含めて検討していきたいと思います。

森林は、これは何と申しましても、御承知のとおり保水力を持つております。

したがって、この水の確保という意味でも、森林はしっかり確保して、育成しなければならないと思っておりますので、これからますます海外との輸出入関係でこの森林というのを活用しなければならないような状況になってくることは間違いないと思っておりますので、できるだけ精いっぱいやらせていただきたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時35分まで休憩いたします。

午後0時32分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様、大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。本日はお忙しい中に傍聴に来ていただきましてありがとうございます。本定例会最後の一般質問です。最後まで御清聴、よろしく願いいたします。

本年は、平成24年の九州北部豪雨災害から10年を迎えます。6月に入り、今年も梅雨入りをいたしました。災害のないことを願うばかりです。今回の質問は、安心・安全なまちづくりについてであります。

最初は、吉田交差点改良工事に伴う河川工事と水害対策についてです。

この事業は、長い間の地域の方々の悲願であります。毎年毎年のように繰り返される災害による浸水被害を何としても解消して、安心・安全なまちづくりを進めていただきたいとの要望に令和元年度より工事の着工が進められております。地元からの要望の趣旨は、1、交通渋滞の解消、2、子どもたちの安全な通学路の確保、3、吉田地区の浸水被害の解消、以上3点と認識をいたしております。工事の進捗状況をはじめ、関連する点を何点かお尋ねいたします。

次に、本市のため池の現状と課題についてであります。

ため池などの農業用水利施設の豪雨対策を強化する改正土地改良法が本年4月1日施行されました。同法は、頻発化、激甚化する豪雨災害を受け、農家の同意や費用負担なしで国や自治体が農業用水利施設を迅速に整備することが柱であります。

2018年の西日本豪雨災害でため池の決壊や一部損壊の被害が多発したことを受け、ため池の補強など豪雨対策の強化が課題になっていました。これまでは農家の同意を不要とする整備対象が地震のみに限られていましたが、今回の法改正で豪雨を追加、これにより豪雨対象事業の整備期間が約4か月短縮する見込みであります。また、農地中間管理機構、農地バンクが借り受けた農地についても、事業者の費用負担なく水利施設の整備を進めることが可能になりました。

一方、土地改良区、農業者団体が行う防災・減災などの支援に向けては、土地改良事業団が土地改良区の委託を受けて工事を実施できるようにする仕組みも構築をされました。今回の法改正で、農家の負担なくスピーディーにため池の整備など防災・減災対策の強化が進められることとなりました。

そこで、本市におけるため池の実態と災害等によるため池の決壊や一部損壊への防止策についてお尋ねをいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。明確なる御答弁、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、安心・安全なまちづくりについてでございます。

吉田交差点改良工事に伴う河川工事と水害対策についてでございます。

まず、工事の進捗状況はというお尋ねでございます。

吉田交差点改良工事は、現在、国道を横断する河川部分の工事を国土交通省が実施し、八

女市においては東側の拡幅工事などを実施中であり、令和5年度中の完成を目指して施工中でございます。

次に、工事完了までの子どもたちの安全な通学路の確保はできているのかという御質問でございます。

吉田交差点は、通学路としても重要な交差点であるため、警察とも十分協議を行い、交通誘導員を通常より増員するなど安全確保に十分な配慮を行っております。

次に、工事完了期間までの災害対策はという御質問でございます。

工事完了までの対策としては、現地調査を行った結果に基づきまして対策に努めているところでございます。

次に、下流地域の岩崎地区等の浸水の解消はという御質問でございます。

宅間田川の流域において、浸水被害が発生している地区があります。その対策事業といたしまして、吉田交差点の下流に調節池を計画しているところです。

次に、今後、山ノ井川の流域の自治体との連携をどう図っていくのかというお尋ねでございます。

山ノ井川の沿川自治体である3市1町により、昨年8月、山ノ井川治水促進期成会を設立しました。期成会を通じて被災状況や治水対策の情報交換を行うとともに、関係機関に対し、河川事業の推進や早期事業化に向けた要望活動を実施しているところでございます。

次に、本市のため池の現状と課題についてでございます。

ため池の実態調査の結果についての御質問でございます。

近年、集中豪雨が頻発する傾向があり、ため池の決壊による災害を想定した対策の必要性が高まっています。現在、八女市では、国の基本指針に基づいた防災重点農業用ため池として、90か所が県から指定されております。実態調査の結果は、配信している資料のとおりです。

最後に、災害等によるため池の決壊や一部損壊への防止策はどうかというお尋ねでございます。

実態調査の結果を基に、被害が生じる可能性が高いため池を優先し、県と協議を行い、補助事業による対策工事を計画的に実施しております。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

最初に、吉田交差点改良事業の計画工程表を出していただいております。これによりまして、2019年度の1月から工事が再開をされております。約2年半が経過をいたしております。最終的には令和6年3月に終了となっております。

この工事は、先ほど通告で申しましたように地域の方々の悲願でありました。最初の工事

のスタートの説明からすれば、若干遅れてからのスタートだと認識をしております。この工事に係る事業の総工費ですけれども、国と市の負担になると思いますけど、まずは事業の総額をお願いしたいと思います。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

交差点改良工事に係る事業費の総額は、まだ工事中ですので、全て確定しておりませんが、令和3年度までは国の事業費約7億円、市の事業費約4億円でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今回は浸水対策で、今年度の当初予算の中に調整池の予算が入っておりますけど、それはこれには入っていないかと思っております。

この計画書を見てもみますと、令和4年度以降の工程については、国の国土交通省の部分に関しましてはまだ記載がなされておられません。この工事が終わらなければ令和6年3月の終了にはならないと思っておりますけど、これは国土交通省の事業として、市が終わるのであるう令和5年、2023年度に国の事業も間違いなく終わるのか、もう一度確認をいたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

国道部分、国道3号につきましては、現在、用地交渉中の物件もあり、その交渉状況によってはちょっと延びるかも分からないということで、資料の国道部分はその表記になっております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

これも当初、地域の皆様、区長様をはじめ、説明があった時点よりもちょっと遅れて始まりましたし、今回、令和5年度に完了するのがまた遅れるということがあってはなりませんので、これは担当副市長をお願いいたしますけれども、国への交渉をよろしくお願いしたいと思います。

○副市長（松尾一秋君）

お答えします。

この件につきましては、市長を陣頭に国、県への要望は精力的に行ってまいりますので、私も市長とともにしっかり要望してまいりますと思っております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

最初にこの計画がスタートいたしまして、約2年半が経過いたしておりますけれども、確

かに交差点、東西にかなり道路が拡幅をされました。見通しも大変よくはなりましたけれども、岩崎のほうから来る車が右折をする場合、東、長峰小学校のほうから来る車が大型車の場合、非常に見通しが悪くなっております。これをよく見ましたけれども、中央車線ですね、要するに交差点から東に向かっての道路が、中央車線がかなり斜めを向いております。道路自体がきれいな交差点ではないということもありますけれども、岩崎から来て右折をする場合、前方から来る車が大型車とか大きい車であった場合、ウインカーがよく——それは分かるんですけど、その次が見えない。本当に私も何回か、はっとするような場面に遭遇いたしました。よく見ると中央車線がやっぱりカーブしております。そのようになっておりますし、今回の工事で本当に地域の方が望んできました工事ですけれども、交差点の中央が割と高くなっております。これは水害のそういった対策にもなったという中での工事の影響だと思えますけれども、そういう危険な箇所が確かにあるわけですね。

これは一回通ってみると分かりますけれども、そういうことを見ていただいて、事故等がないように、特に通学路でもありますので、その点、確認をお願いしたいと思います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今現在の交差点につきましては工事中ということで、あくまでも仮設、本来の完成形ではございません。当然岩崎から来る道路、それから、長峰小学校から来る道路、そちらについても右折レーンを設ける予定となっております。

ただ、今、国のほうが下の河川のボックス工事に入るということで、若干南のほうに交差点を振っている状況でございます。完成すれば、東西の市道につきましても右折レーンが加わりますし、交差点自体もう少し広くなりますので、今の状況はあくまでも仮設の状況でございますので、完成形までもう少し時間をいただければと思っております。

○16番（三角真弓君）

仮設の状態でも、危険なところは大きな事故でもありますと困りますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、子どもたちの命を守るということでの質問でございます。

私も何度か、朝、通学時の子どもたちの様子を見るために現場に行って確認をしておりますけれども、国道3号に今回、ガードレールの設置がなされております。これは、子どもたちが通学時に通るところとヒライ弁当屋さんのところ辺りにしっかりとしたガードレールを置いてもらうことによって通学に対する安全にはなっておりますけれども、この設置がされたことで非常に道路が狭くなっております。これも工事の過程だとは思っておりますけれども、登下校の子どもたち、小学生と、今度は中学生や高校生の自転車がすれ違うときが非常に危険な状態に今なっております。

梅雨に入りましたので、雨が土砂降りだった場合、非常に危険ではないかなというのを見ていて思っております。このガードレールも必要ですけども、今の状況で交差点まで来て、今、子どもさんたちはそこの交差点を渡って、迂回路を通過して学校のほうに向かっておられます。時には迂回路を通らずに走っていくお子さんも見受けられます。確かに迂回路もしっかりしておりますし、幅もしっかり取っておりますので、それは安定はしておりますけれども、もともと非常に歩道が狭い上に今のしっかりしたガードレールを置いてもらったことはありがたいんですけども、やっと一人が通れるぐらい、そこに子どもたちが、北のほうから来る子どもたちですけど、非常にその点は心配をいたしております。

このことは工事の過程だということは認識しておりますので、教育長のほうに学校と一回協議を建設課と一緒にさせていただきたいのは、下吉田のほうから来るお子さんたちは今交差点まで来て、横断歩道を渡って、迂回路から学校のほうに行かれています。あの交差点より北側にもう一つ、信号なしの横断歩道がございます。そこを先に渡って迂回路のほうに行ったほうが工事の期間中はより安全ではないかなと思っておりますので、これは度々現場を見ながら私が個人的に感じたものですけど、一回協議をしていただきたらと思っております。その点よろしく申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

私もあそこの交差点はよく通りますので知っておりますけれども、今回も改めて再度学校のほうと、それと整備室のほうと話をしました。学校のほうと協議をしたときには、校長のほうはずっと見て回って、人も余計配置してもらっているし、ガードレールもきちっとしてもらっているの、実は以前よりも安全だと思っているという見解でした。まだ工事の途中ですので、様々な心配がこれからあるかと思っておりますので、そこは三者できちっと話をしながら取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○16番（三角真弓君）

よろしくお願ひしたいと思います。

それと、これは最終的に工事が終わり、また、地域の皆さんの協議がなくてはならない点ではございますけれども、今回、大幅に道が拡幅をいたしまして、吉田交差点から岩崎に向かう途中、右側に大きく道が入っております。そのことと併せて、今まで広川のほうから来て、吉田交差点の手前から斜めに道が入っております。この道は今からどうなるのか分かりませんが、ここがあるとまた危険な状況になる可能性というのが見え隠れしているような気もいたします。

その点は、最終的に工事が終わり、地域の皆様の意見ももちろん聞きながらでないといけないと思っておりますけど、あの斜めに入る通路がかえって子どもさんたちの通学路の邪

魔になったり、あるいは岩崎から斜めに入ってきた車が出ることで歩行中のお子さんの列に入ってくるのではないかと若干の心配がございますので、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

完成形の話になりますが、国道3号の歩道部分、東も西もですね、完成した後、改良区間は東西とも歩道幅が2メートル50できます。それとは別に自転車通行帯ができる計画となっております。また、市道の東西のほうの歩道は片歩道しかありませんが、そこも歩道の幅員は2.5メートルで計画しておるところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、吉田地区の浸水地区の解消ということで、御承知のように、いつも台風シーズンとか梅雨どき、こういうときには年に1度、2度、長峰小学校付近から国道3号沿いは、深いところでは50センチから60センチぐらいの浸水をいたしております。そういうことが長い間続いた中で今回の工事となっておりますけれども、避難所が長峰小学校の体育館になっておりますが、そこに行くことができないことが多々あります。

今回の工事に対する確認でございますけれども、そのような50、60センチの水がたまるというのが今回の工事で解消になるのか、その点をお尋ねいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

現在、吉田交差点下を通っている河川はかなりボックスが狭いということで、東側、長峰小学校付近が毎年のように浸水をしている状況でございます。それを解消すべく、3号を横断している河川の構造物を大きくするということが今工事をやっておりますが、これをやったことによってゼロになるかと言われますとゼロにはならないと。雨の降り方等も変わってきておりますけれども、当然軽減できるようなことで考えております。

それと併せまして、工事は終わっておりますけれども、長峰小学校付近の市道につきましても、河川より道路が低い部分につきましては当然かさ上げを行いまして、今まで膝下ぐらいまで浸水していた部分の解消とか、そういうことは併せてやらせていただいております。

○16番（三角真弓君）

同じような関連になるかと思ひますけど、国道3号をくぐる豊福川の暗渠が最初の説明では2メートル掛け4メートル広げるということになっていたと思ひます。この計画に変更はないでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

当初の計画どおり、今進めております。それに併せまして、今、状況を見ていただければ分かると思いますけれども、横断した西側、下流部分につきましては、市のほうで既に河川改修を行いまして、川幅はそれが下流に流れても対応できるような河川幅ということで改良工事を行っているところでございます。

○16番（三角真弓君）

ということは、今おっしゃったように、2メートル掛け4メートル、それと豊福川の暗渠の工事だけで十分ではないので、今みたいに市のほうからということで追加をされたと考えてよろしいのでしょうか。

それだけの工事でもいいのか、浸水を防げるのか、そういったシミュレーションですね。そういった計算上での2メートル掛け4メートルだと思えますけれども、水の量によっては暗渠の太さとか河川の幅によって浸水によるシミュレーション、そういったものも考えられて、今回このような計画になっておると思えますけれども、これだけで事足りるのかということでお尋ねしております。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

河川工事というのは当然下流からやる工事なんですけれども、今回、交差点改良で河川を扱うということで、河川でいいますとちょうど真ん中付近の工事をやるものですから、工事をやった上流についてはかなり軽減できると思えますけれども、やはり下流域に問題が発生すると。そういうことで、今、下流域に調節池を設ける計画で下流域の浸水被害の軽減対策を検討しているところでございます。

○16番（三角真弓君）

今回、浸水整備事業として、今年度の予算として543,600千円の計画になっております。これは全てが市の単独の起債、市の事業ということで説明書の中には掲載をされております。

調節池を今、用地の買収をされているかと思っておりますけれども、先日の同僚議員の質問にもありましたように、吉田の交差点から今度は岩崎に向かって、そして、その支流が岡山校区、特に私が知っている限りでは室岡の市営住宅等も床上になったりとか、結構浸水があります。花宗川とか山ノ井川のそういった支流が大きく影響しているとは思っておりますけれども、昨日の同僚議員の質問の中にもありましたけれども、今回の調節池が計画になっておりますけれども、10月ぐらいからだということで昨日説明があってございました。本来であれば、この工事がスタートしたときに既にこの調節池の整備がなされるとよかったかなと思うんですけれども、3号の下の暗渠の工事ができてから、その流れとしてそういう工事になっているということを伺いましたので、その点につきましては理解をしておきます。

ただ、急いでやっていただかないと、やっぱり岩崎地区や岡山校区の方たちというのが非常に不安を持っていらっしゃると思います。よければ、はっきりとした調節池の場所が決まり、計画が決まったときには、岩崎地区をはじめ、そういう下流域の住民の皆様に対しての周知や報告をしていただきたいと思いますと思っておりますけど、この点についてお尋ねをいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今、調節池につきましては用地買収の段階でございます。用地買収する中において、地権者は当然ですけれども、周りの土地改良区であったり、地元行政区長につきましては説明を行っております。土地契約が完了した時点で、住民に対しましてはきちんと説明をしたいと。当然供用開始目標が来年度の梅雨前までには完了したいと考えておりますので、土地の契約ができた段階で住民説明会は開きたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

よろしく願いいたします。

それと、山ノ井川もそうですけど、先ほど市長の答弁にございました山ノ井川の流域の自治体との連携をどう図っていくのかということ、山ノ井川でつくってある3市1町、この3市1町はどこなのか、そして、どこが中心になって治水の促進期成会を設立したのか。昨年8月に山ノ井川治水促進期成会を設立しましたという市長の答弁にございました。この3市1町はどこなのか、また、どこがリーダーシップを持ってやっていかれるのか、その点をお尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

山ノ井川の期成会につきましては、昨年8月5日に設立を行っております。

構成団体ですけれども、まず、久留米市、それから筑後市、大木町、八女市の4団体でございます。

その中で、八女市も連続で災害を受けていますけれども、久留米市のほうも内水氾濫であったり、毎年かなり大規模な被害が出ております。現在、期成会の会長は久留米市が行っております。八女市が副会長ということで、残り筑後市と大木町は幹事ということで構成をしております。

○16番（三角真弓君）

これは今から定期的に会議を持たれて、協議会等を持たれて、要望書とか意見交換もされていられるのかなと思って期待をしております。

ちなみに花宗川も県の管理河川であると認識しておりますけれども、この花宗川には調節池が2か所あると伺っております。どこにどれほどの規模のそういう調節池があるのかをお

願いたいと思います。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

花宗川の調節池につきましては、まず、1号調節池ということで、これは今山の行政区になりますけれども、こちらに平成30年度から供用を開始しております。ボリュームとしましては、2万4,600立米をためることができます。面積にして2万3,000平米です。

それと別に前古賀付近に、現在工事中でございますけれども、2号調節池の整備を行っていただいております。完成予定は令和4年度、本年度完成予定ということで、こちらは若干小さくなりまして、ボリュームのほうは1万3,000立米、面積にしまして1万6,000平米、2か所目を今整備中でございます。

○16番（三角真弓君）

そしたら、そのことでかなり浸水被害等が減っていくのではないかと思いますので、山ノ井川も県の管理河川ということになっておりますので、期成会ができたということで、今後、花宗川と同じようにその期成会の中でいろんな要望書とか、また、このように調節池です、ね、このようなものをつくっていただくことによって、より災害に対しての対応ができるかなと思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

山ノ井川もやはり流下能力がかなり悪くて、八女市北部の市管理の河川は山ノ井川にほとんど流れ込むと。その中で山ノ井川がなかなか流れないということで、バックウォーター現象等も発生しております。やはりこれも河川工事、下流部分からもう既に工事を行っていただいておりますけれども、今、久留米市の一番最下流部の工事をやっております。じゃ、八女市に来るのはいつなんだという話になりますので、当然調節池も含めたところで強く要望していきたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

よろしく願いたいと思います。

次に、ため池のほうに移りたいと思います。

安心・安全なまちづくりの中でも本市のため池の現状ということで今回提案をしておりますけれども、3月の定例会でも同僚議員のほうからため池の質問がっております。そして、先日も同じような意見が出ております。本当に災害がこのように激甚化、また、ゲリラ豪雨等が降ることによって、ため池というものの本来の在り方、また、時代の流れの中でため池の存在があるがゆえに被害が大きくなったということで、平成29年7月の九州北部豪雨災害で大分県日田市、また、朝倉市等がため池や河川が氾濫して大きな被害をもたらしたという

ことを受けまして、今回、県がそういうため池に対しての調査をっております。

福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画ということで県が出しております。令和2年10月1日施行期日、これは令和13年3月末まで、約10年近い計画でため池の予防をやっていくということになっております。

今回、タブレットのほうに、そのため池の数が90か所ということで出されております。各行政区単位で出していただいております。かなりの数のため池がある中で、その種類が4つに分かれております。廃止予定数が9か所、ハザードマップ作成済み86か所、劣化状況評価済み15か所、地震・豪雨耐性評価済み26か所ということで、90か所でございます。

このため池の実態調査の後に、今、どのような計画で、また、ため池の——例えば、9つが廃止の予定ですね。この90か所全てのため池を今からどのように計画を立てて、どのように災害をもたらさないようにやっていかれるのか、今の計画の状況がどうなっているのかをお尋ねいたします。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

まず、この表の廃止予定数が9か所となっているのは、今現在、地元と協議して、9か所については廃止してもいいということになっておるため池でございます。9か所については、ため池に水はためずに低水位管理ということで、もう水がたまっていないため池になります。

それと、ハザードマップ作成につきましては、これは令和元年から順次作成しております。

次に、劣化状況評価調査ですが、これにつきましては、令和3年度より目視、ため池の周りを歩いたりして、そのため池の状況を調べる調査になっております。これにつきましては、今後、年間9から10か所実施しまして、令和12年度までに全箇所完了の予定でございます。

次の地震・豪雨耐性評価ですが、これにつきましては、劣化状況評価調査の結果に基づきまして、ため池の堤防、そこにボーリング調査を行う調査になっております。このボーリング調査の結果をもちまして工事の計画を立てていく予定でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

約10年はたっぷりかかった計画かなと思いますけれども、この県の事業によりますと、市が工事費の15%、県と国で85%と伺っております。90か所を各行政区ごとに出してもらって、黒木が38か所ということでとても多いんですけども、廃止の状況のため池から順番にされていってはいるかと思いますが、いかんせん、我が下吉田にある山形のため池ですね、今回、ため池ハザードマップにもこの山形のため池は出されております。非常に周りに住宅がありまして、このため池があることによってここまで大変な状況になっているかなということで、私も道から見ても全く分からなくて、だんだん道が危険な状態になってくる中で対

岸、向こうに住宅がありますので、その周りを見させてもらい、また、住民の方と意見交換をさせてもらう中で、このため池は多分劣化状況評価に値する、山形はその部分だということとを伺っておりますけれども、あの状態では非常に危険です。

とにかく見てもらうと分かりますけれども、室長のほうでは見に行かれたかなと思いますけれども、本当に近隣の人たちがどれだけ大変な思いをしていらっしゃるのかということを実感しておりますけど、最初に言いましたように、このため池というのは、約70%が江戸時代前後に造成されたものだと言われております。全国には20万か所以上のため池がある中で、約70%が江戸時代前後に造成されたものだと言われております。確かに農業用水、防火用水としてそのため池の存在はあったと思うんですけれども、今、それだけの流れの中で、本当に危険度を上げたため池が多くなった中で、私が住んでおります下吉田にある山形のため池も非常に危険な状態になっております。

地域の方からの意見を聞きますと、まず、このため池の周りの状態、かなり泥が欠けてきておりますし、ため池の周辺ですね、ここにはシラサギが生息しております。大木が1本ありまして、そこにシラサギが生息して、シラサギというのは魚とかカエルを食べる、そしてまた、夜行性であり、集団繁殖地、コロニーというのを形成する鳥です。田んぼとか、水路とか、池とか、沼などに生活の場をつくっていくということで、ざっと見ても50羽以上のシラサギが生息をしております。かなりの巣もあります。それが夜中鳴いて、本当に眠れませんという声も聞いております。また、ウシガエルがとてもうるさくて、今から特に梅雨どきはカエルの鳴き声というのが頻繁に聞こえてきます。そのため池は、本来は岩戸山からの地下水というか、水が3分の1は岩戸山から流れているので、ある面ではそこにため池があることによって住民の生活が潤っている一面もあるわけですね。

ところが、先ほど申しましたように、農業用水、防火用水として住民の方に恩恵を被ったため池であったものが、今はそれがあがるがゆえに住民の生活に非常に困っている状態をもたらしている。生活雑排水も流れ込んでおりますし、水がかなり減ったときにはとても悪臭がして大変だということで地域の方からも意見を聞いております。

90か所あるため池の状況はそれぞれあるかと思っておりますけれども、長峰にも2つの数字が出されております。どこも危険を伴い、廃止しなくちゃいけないというのが9つあるということですけど、劣化の状態であると指定されている山形のため池でさえ、本当に今すぐでもどうかしなくてはいけない状態ではないかと思っておりますけれども、身近な、近くのため池だけを例に出すのは非常に申し訳なく思っておりますけれども、今から廃止するため池も、同僚議員が3月議会で言っておられましたように、流れてくればやっぱり避難しなくてはいけません。そのため池があるがゆえに小学校に流れ、また、団地に流れるということで、避難せざるを得ないというため池が黒木のほうにもあるし、いろんなどころにもそういう箇所が

あつてこのような数字を出していると思いますけれども、山形のため池に関しまして、今後このため池——見てもらったと思いますけど、それはどのように思われましたでしょうか。

○第一整備室長（木村 孝君）

お答えします。

山形ため池につきましては、私も実際足を運んで現場を確認しております。確かにため池の周りには木が生い茂っている状態でした。

ただ、このため池につきましては、所有者とか、その管理、水利組合の団体さんとかがおられますので、維持管理についてはそちらにお願いすることになるかと思います。

以上です。

○16番（三角真弓君）

確かにもっとひどいところもあるでしょうし、私が90か所を全部見てきたわけではございません。ですけれども、ため池の被害というのはそれぞれ違うかと思います。今回、県が示している防災工事等の推進計画ですけれども、福岡県だけでも4,792か所あるということ——八女市は90か所ですけど、福岡県を見たときに3,560か所、そういう防災重点農業用ため池があるということで数字が上がっております。

この中で、確かに劣化状況の評価ということにつきましては、「改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又は廃止工事を実施するため池を除き、法の有効期間内に全ての防災重点農業用ため池に対し、評価を実施する。」ということになっておりますし、確かに90か所ある中で優先順位というのがあるかと思いますが、「防災工事の着手、完了までに相当な時間を要する場合は想定される。そこで、防災工事着手までの間、必要に応じて応急的な防災工事の実施及び低水管理等の徹底、管理・監視体制の強化を図る。」ということで、県の工事の推進計画の中にはこのようにうたわれております。

本当にそれぞれのため池、90あるため池を約10年かかって、市としては修復したり、なくしたり、ひどいところから順番に計画を立てていかれているとは思いますが、今ある山形ため池に関しましても、今年まだ本格的な雨は降っておりませんが、本格的な雨が降った場合、その下に住まわれている住民の方は、亀裂が入り、本当に決壊するのではないかというおそれも感じていらっしゃいます。

ですから、このように優先順位はあるにしても、住民が周りに住んでいらっしゃる。それが決壊すれば、15分後、45分後どうなるのかということで、このハザードマップにも示されております。そういうことを考えましたときに、山形ため池の状況は、道路側からもいつ小さいお子さんが落ちてもおかしくないほど荒れております。そして、あれだけのシラサギが一晩中鳴き、50羽以上となるとかなりの数です。私もあるとき、車を止めて、そこの周りを回って戻ってきましたら、フロントガラスにシラサギのふんがべっとりとついているわけで

すね。本当に住民の方の大変さというのはそれだけでも分かります。もう住んではおられない、引っ越ししたいということも言っているらしいです。

このような状況ですので、本当にため池に対する——もちろんいろんな災害のそういったことも想定されますけど、ため池も本当に防災・減災の大きな要因になると思いますので、ため池のこの10年間のきちんとした計画と、順番が前後しても、また、一緒になったとしても市の負担が15%で、あとは国、県が負担を出しますので、プロジェクトチームをつかって、本当に大変なところからだけではなくて、住民に直接関わるようなことに対しましては、そういった一部の対応でもいいです。今回、山形のため池の場合はこの大木を切ってもらっただけでもかなりの住民の方が住みやすくなっていくと思いますけど、担当副市長、今後どのような計画でこのため池に対しての対応をされていけますか、お尋ねいたします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

私もせんだって山形ため池のほうに行ってみまして、かなり大きな木があって、そこにシラサギ、アオサギとか、たくさんのサギ類が巣をつくっております、地面が真っ白になるほどふんがあったということで、ただ、あれは完全に民間の土地に立っている木でもあるし、私が見た感じでは、行政が手を入れるのは非常に難しいなという感じがしたところで

す。堤防の強度も含めて、しっかりと今、担当課のほうでも見ておりますので、どれを優先にするというのは今の段階ではちょっと言えないと思いますが、おっしゃるような地元の要望を聞いて現場に行くということを私もしておりますので、黒木のほうでも要望がありましたので、地元の区長さん、地元の方と一緒にため池を見て回ったりという作業もしてまいりましたので、今後もしっかりと市民の声を聞いていくということはやっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

スピーディーに対応していただきたいと思っております。

行政が対応すべきところ、そうじゃないところもあるかと思えますけれども、ここまで大変な中で今の答弁は何となく納得できないところがございますけれども、市長どうでしょうか。山形ため池を何とか見に来ていただきたいと思っております。市長もぜひ来ていただいて、ほかにも90か所のため池が、大変なところがあるということも認識はしております。でも、ため池が本当に人の命を奪うようなことになってはいけませんし、住んでいる住民、ある面では公害になっております。そういう状況のため池で、私も90か所を見て回ってはいませんが、もっと大変なところがあって、先ほど第一整備室長が言われた順番での約10年間の計画だということは認識しますけれども、とても引っ越ししたいとおっしゃっているんですね。八女市

を出ていってもらえば困るわけです。

本当に住民の安心・安全ということは、市長、第5次総合計画でも掲げられておりますので、ぜひ市長の目を見ていただいて、90か所全部とは言いませんけれども、ため池で本当に住民の方が困っていらっしゃる、それに対してよろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長（三田村統之君）

十分なお答えになるかどうか分かりませんが、ため池の問題ですね、先ほどから御答弁申し上げましたように90か所ありまして、私も全部は見えていませんけれども、かなり現地を見させていただいておりますし、今の山形ため池についても一度出かけて見た経緯がございます。

ただ、90か所ありますけれども、その中で被害が特に大きいところ、少ないところ、例えば、崖の下のほうに住宅が張りついているとか、全くそういう影響はない、危険性はないというところもこの90か所の中には含まれているわけございまして、そういう面からいくと、今、議員おっしゃる山形のため池というのは、やはりこれが決壊しますと下流の住宅がかなり被害を受けるということは間違いのないと思っております。

したがって、十分担当課で御説明したと思ひますが、もう一度、私も含めて調査をして、どういう方向に進んでいいのか、その辺りもよく検討して、議員の御希望に沿えるような方向が見いだせるかどうか、その点についてしっかり検討してまいりたいと思ひます。

○16番（三角真弓君）

決してこの山形だけをしてくれと言っている意味ではございせんし、これを全て——応急的な部分でもいいです、してもらえればと思っております。90か所もため池があるのであれば、各支所との連携、例えば、黒木だったら第二整備室、各支所と連携し、本当に危険なため池がどこなのか、そしてまた、住民の声、もちろん区長さんたちが代表でまとめているらっしゃいますけれども、地域の方の協力、水利員さんの協力等もここに関しては十分にできているということをお聞きいたしております。

災害というのは本当にいつ何どき来るか分かりませんので、そういう各支所との連携を取っていただきたいと思ひますけど、建設経済部長、どんなでしょうか、ため池が90か所ありますので。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

ため池につきましては、先ほども冒頭から担当課及び市長、副市長等々からありましたように、十分に危険性というのはあると思ひます。

今後、ため池につきましては、先ほど担当課長のほうから申しましたように、ハザードマップはある程度、86か所つくっておりますが、それから先に今度は劣化状況調査とか、そういった部分での調査をして、危険度の高いため池から順次、もちろんこれは民間の所有物

になってきますので、そこら辺りは地域の方々の御理解をいただきながら、そういった劣化状況調査とかで危険性があると診断されたものは県のほうも随時工事等を行っていきますので、あとは地元の方の御理解をいただきながら、それぞれ調査から工事に至るまでを県と一緒に進めていきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

黒木とか、これは八女市、筑後市とのハザードマップ、こういうことをつくって、危険区域だということを示されているわけですね。それに対して、じゃ、行政は何をやるかということが問題になってきますし、私はかなり前の質問で、要するに建設関係に関しまして、このため池に限らず、あるいは今回の吉田交差点、いろんな工事があっておりますけれども、大きな災害が起これば、集中的にそこを直していく必要があるということは重々分かっておりますけれども、そのほかに関しまして、いろんな工事のデータベース化がまだまだないような気がします。

区長さんたちが要望書を出されなければ、私たちも議員としていろんなことでお願いもできないこともございます。そういう中で、議員がどうだからということではなくて、やっぱり区長さんが替わられたらまた同じ要望書を出さなくてはいけないという声も聞いております。こういう迅速な計画、そして、その施工を行うためには、本当にどこの支所から見ても本庁と同じような状態で、もちろんそうになっているかと思っておりますけれども、いま一度のデータベース化を最後をお願いしたいと思っておりますけど、答弁のほうを建設課長、部長ですかね、お願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

要望書につきましては、今おっしゃられたとおり、何回も同じ要望を出すとか、そういうことがないように努めてはいるところでございます。要望書、今現在はパソコン内に取り込みまして、データベース化し、どういう対応をするというところまで書いた上で決裁をいただいております。

その中で、要望書の中身につきましては、大体年に1回、年度末ぐらいに行政区長のほうと打合せをしまして、今年度こういう要望が出ていますと。ただ、こういうところは地権者の理解が得られないとか、こういう理由でできないとか、その辺は各行政区ごとに話し合いを行わせていただいております。そういう連携を密にして、なるべく早く工事ができるように努めてまいりたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

途中、例えば、できる、できないとか、来年度の何月頃までにできるとかという報告でもやってもらおうと、区長さんたちは次から次に要望がありますので、どうなっているかという、

そういった面ではありがたく思われるかと思います。

第二整備室長も手を挙げていただいていたので、東部のほうも非常に広範囲なところで頑張っていると思いますので、何かそういう点でありましたら、よろしいですか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。御指名ありがとうございます。

私は、ため池のデータベース関係で持っていましたものですから手を挙げさせていただいたんですけど、ため池のほうは議員御承知のとおり、福岡県のホームページにも八女市内の90か所のため池のデータベースが載っております。先ほど市長も申されましたとおり、劣化状況調査を基に危険性のあるところから順次進めていくということをお伝えしたくて手を挙げさせていただいたところでございます。

あと第二整備室管内であります黒木、上陽、矢部、星野地域の要望書の関係につきまして、先ほど建設課長が申しましたとおり、データベース化に向けて、同様に優先順位を地域との協議をもってなるべく早く対応できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

よろしく願いしておきます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、あした16日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時43分 散会